

阿武町地域防災計画

震災対策編

平成22年9月

阿武町防災会議

震災対策編目次

第1編 総則	震災①/ 1
第1章 計画の方針	震災①/ 1
第1節 目的	震災①/ 1
第2節 計画の性格	震災①/ 1
第3節 防災に関する組織及び実施責任	震災①/ 1
第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置	震災①/ 1
第5節 地震防災緊急事業5箇年計画	震災①/ 1
第6節 地震防災戦略	震災①/ 2
第2章 阿武町の地震環境と地盤	震災①/ 3
第1節 地震活動環境	震災①/ 3
第2節 地盤挙動	震災①/ 7
第3節 津波	震災①/ 11
第3章 被害想定	震災①/ 12
第1節 町防災計画における想定震度	震災①/ 12
第2節 歴史地震	震災①/ 12
第3節 活断層による地震	震災①/ 12
第2編 災害予防計画	震災②/ 1
第1章 防災思想の普及啓発	震災②/ 1
第1節 自主防災思想の普及啓発	震災②/ 1
第2節 防災知識の普及啓発	震災②/ 1
第3節 防災関係機関の整備	震災②/ 1
第2章 防災活動の促進	震災②/ 1
第1節 消防団・水防団の育成強化	震災②/ 1
第2節 自主防災組織の育成	震災②/ 1
第3節 自主防犯組織の育成	震災②/ 1
第4節 企業防災活動の促進	震災②/ 1
第3章 防災訓練の実施	震災②/ 1
第1節 訓練の内容	震災②/ 1
第4章 地震に強い都市・農山漁村構造の形成	震災②/ 2
第1節 避難地の整備	震災②/ 2
第2節 避難路の整備	震災②/ 2
第3節 延焼遮断帯の整備	震災②/ 2
第4節 道路の整備	震災②/ 2
第5節 公園の整備	震災②/ 2
第6節 河川・海岸の整備	震災②/ 2
第7節 港湾の整備	震災②/ 2
第8節 農山漁村地域の防災対策の推進	震災②/ 2

第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化	震②/ 3
第1節 建築物の耐震化	震②/ 3
第2節 ライフライン施設の耐震化	震②/ 5
第3節 交通施設の耐震性の確保等	震②/ 6
第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防及び治山施設等の耐震性の確保	震②/ 7
第6章 土砂・地盤災害の予防	震②/ 8
第1節 土砂災害の予防	震②/ 8
第2節 地盤災害の予防	震②/ 8
第7章 災害情報体制の整備	震②/ 10
第1節 災害情報の収集、連絡体制	震②/ 10
第8章 災害応急体制の整備	震②/ 13
第1節 職員の体制	震②/ 13
第2節 防災関係機関相互の連携体制	震②/ 15
第3節 自衛隊との連携体制	震②/ 15
第4節 海上保安本部(署)との連携体制	震②/ 15
第5節 防災中枢機能の確保、充実	震②/ 15
第9章 避難対策	震②/ 16
第1節 避難計画	震②/ 16
第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画	震②/ 21
第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	震②/ 21
第10章 津波予防対策	震②/ 22
第1節 津波予防	震②/ 22
第11章 救助・救急、医療活動	震②/ 24
第1節 救助・救急活動	震②/ 24
第2節 医療活動	震②/ 24
第12章 火災予防対策	震②/ 24
第1節 出火防止	震②/ 24
第2節 初期消火	震②/ 25
第3節 消防力の強化	震②/ 25
第13章 災害時要援護者対策	震②/ 26
第1節 社会福祉施設、病院等の対策	震②/ 26
第2節 在宅災害時要援護者対策	震②/ 26
第3節 防災知識の普及啓発・訓練	震②/ 26
第4節 避難所対策	震②/ 26
第14章 緊急輸送活動	震②/ 26
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	震②/ 26
第2節 道路交通管理体制の整備	震②/ 26
第3節 道路の障害物除去	震②/ 26
第4節 緊急輸送車両等の確保	震②/ 26

第15章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画	震②/ 26
第1節 災害救助物資確保計画	震②/ 26
第2節 災害対策基金計画	震②/ 26
第16章 ボランティア活動の環境整備	震②/ 26
第1節 ボランティアの位置付け	震②/ 26
第2節 ボランティアの育成	震②/ 26
第3節 ボランティアの登録	震②/ 26
第4節 ボランティア支援体制の整備	震②/ 26
第5節 ボランティアセンターの体制強化	震②/ 26
第17章 施設、設備等の応急復旧体制	震②/ 26
第1節 公共施設等の応急復旧体制	震②/ 26
第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	震②/ 26
第3編 災害応急対策計画	震③/ 1
第1章 応急活動計画	震③/ 1
第1節 町の活動体制	震③/ 1
第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制	震③/ 11
第3節 支援活動体制	震③/ 11
第2章 災害情報の収集・伝達計画	震③/ 12
第1節 災害情報計画	震③/ 12
第2節 災害情報収集・伝達計画	震③/ 16
第3節 通信運用計画	震③/ 16
第4節 災害時の放送	震③/ 16
第5節 広報計画	震③/ 16
第3章 応急津波対策計画	震③/ 20
第1節 津波災害対策(職員の体制)	震③/ 20
第2節 津波予報及び津波情報に係る伝達	震③/ 21
第3節 避難対策	震③/ 23
第4章 救助・救急、医療等活動計画	震③/ 27
第1節 救助・救急計画	震③/ 27
第2節 医療等活動計画	震③/ 27
第5章 避難計画	震③/ 36
第1節 避難勧告・指示	震③/ 36
第2節 避難所の設置運営	震③/ 39
第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策	震③/ 39
第1節 活動体制	震③/ 39
第2節 活動内容	震③/ 39
第3節 応援要請	震③/ 39
第4節 各機関への出動要請	震③/ 39

第7章 応援要請計画	震③/ 39
第1節 相互応援協力計画	震③/ 39
第2節 自衛隊災害派遣要請計画	震③/ 39
第8章 緊急輸送計画	震③/ 39
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	震③/ 39
第2節 緊急道路障害物の除去	震③/ 39
第3節 輸送車両等の確保	震③/ 39
第4節 救助法による輸送基準	震③/ 39
第5節 交通規制	震③/ 39
第6節 臨時ヘリポート設定計画	震③/ 39
第9章 救助法の適用計画	震③/ 39
第1節 救助法の適用	震③/ 39
第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画	震③/ 39
第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	震③/ 39
第1節 食料供給計画	震③/ 39
第2節 飲料水供給計画	震③/ 39
第3節 生活必需品等の供給計画	震③/ 39
第11章 保健衛生計画	震③/ 39
第1節 防疫及び食品衛生監視	震③/ 39
第2節 遺体の処理計画	震③/ 39
第3節 清掃計画	震③/ 39
第12章 応急住宅計画	震③/ 39
第1節 応急仮設住宅の供与	震③/ 39
第2節 被災住宅の応急修理	震③/ 39
第3節 建設資機材等の調達	震③/ 39
第4節 公営住宅の応急修理	震③/ 39
第5節 被災建築物及び被災宅地の事後対策	震③/ 39
第13章 水防・消防、危険物等対策計画	震③/ 40
第1節 水防活動計画	震③/ 40
第2節 消防活動計画	震③/ 41
第14章 災害警備計画	震③/ 44
第1節 陸上警備対策	震③/ 44
第2節 海上警備対策	震③/ 46
第15章 災害時要援護者支援計画	震③/ 48
第1節 避難誘導・避難所の管理等	震③/ 48
第2節 保健・福祉対策	震③/ 48
第16章 ボランティア活動支援計画	震③/ 48
第1節 一般ボランティアの支援体制	震③/ 48
第2節 専門ボランティアの支援体制	震③/ 48
第3節 他都道府県の災害救援活動への支援	震③/ 48

第17章 応急教育計画	震③/ 49
第1節 文教対策	震③/ 49
第2節 学校施設等の防災対策	震③/ 55
第3節 災害応急活動	震③/ 55
第18章 ライフライン施設の応急復旧計画	震③/ 56
第1節 電力施設	震③/ 56
第2節 ガス施設	震③/ 56
第3節 水道施設	震③/ 56
第4節 下水道施設	震③/ 56
第5節 電気通信設備	震③/ 56
第19章 公共施設等の応急復旧計画	震③/ 56
第1節 公共土木施設	震③/ 56
第2節 公共施設	震③/ 56
第3節 鉄道施設	震③/ 57
第4編 復旧・復興計画	震④/ 1
第1章 被災者の生活再建計画	震④/ 1
第1節 被災者の生活確保	震④/ 1
第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分	震④/ 1
第3節 生活必需品、復旧資機材等の供給	震④/ 1
第2章 公共施設の災害復旧・復興計画	震④/ 1
第1節 公共施設災害復旧の基本方針	震④/ 1
第2節 災害復旧事業の推進	震④/ 1
第3節 計画的な復興	震④/ 1
第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	震④/ 1
第1節 被災中小企業者の援助措置	震④/ 1
第2節 被災農林漁業関係者の援助措置	震④/ 1
第4章 金融計画	震④/ 1
第1節 通貨の供給確保計画	震④/ 1
第2節 災害復旧関係金融計画	震④/ 1

第1編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 目 的

本編第1編第1章第1節「目的」を準用する。

第2節 計画の性格

本編第1編第1章第2節「計画の性格」を準用する。

第3節 防災に関する組織及び実施責任

本編第1編第1章第4節「防災に関する組織及び実施責任」を準用する。

第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

本編第1編第1章第5節「防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置」を準用する。

第5節 地震防災緊急事業5箇年計画

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することが出来ることとなった。

これを受け、県は、平成8年度に地震防災緊急事業5箇年計画を、平成13年度に第2次地震防災緊急事業5箇年計画、平成18年度に第3次地震防災緊急事業5箇年計画を作成し様々な整備を進めてきたが、今後も更に地震防災対策を推進する必要があるため、次の方針に基づき特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うこととしている。

- 1 対象地区は、想定地震等を勘案し、全県とする。
- 2 計画対象事業は、国の基準に基づき、市町等の意向を取り入れながら事業の選定、具体化を図っていく。

第6節 地震防災戦略

東南海・南海地震等大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、県及び関係市町は、国が策定した、被害想定をものに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目票、減災目票の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目票等から構成される地震防災戦略を踏まえた地域目票の策定に努めることとしている。

また地震防災戦略が対象とする東南海、南海地震等大規模地震以外の地震についても、県及び関係市町は、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目票を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めることとしている。

第2章 阿武町の地震環境と地盤

第1節 地震活動環境

第1項 活断層

山口県における活断層の分布は、「新編・日本活断層」(活断層研究会1991)によると、別図1のとおりとなっており、その概要は、別表1のとおりである。同資料の「活断層であることが確実」である確実度Ⅰの活断層の分布をみると、県東部には広島県西部から岩国市、周東町にかけての小方-小瀬断層が存在し、近接する岩国断層及び甘木山断層とともに岩国断層帯を構成している。一方、県西部には下関市を通る菊川断層が分布している。

岩国断層帯については、通商産業省工業技術院地質調査所により1995年度から1996年度にかけてトレンチ調査等が実施されている。また菊川断層については、本県において科学技術庁の地震関係基礎調査交付金を受け、1996年度から1997年度にかけてトレンチ調査等を実施している。これらの調査結果概要については、以下のとおりである。

	岩国断層帯	菊川断層
再来間隔	約15,000年	約9,000~11,500年
最新活動時期	約9,000年前	約7,000~2,000年前
活動規模	マグニチュード7.0程度	マグニチュード6.9~7.0
活動度	B(平均変位速度:10cm以上1m未満/1,000年)	B(平均変位速度:10cm以上1m未満/1,000年)
断層長	20km程度	18km~20km(確実度Ⅰの範囲)
再来予測	約6,000年後	約2,000~9,500年後

第2項 地震活動

1 地震記録

歴史地震(昭和以前)については、「新編・日本被害地震総攬」、「山口県の過去300年の地震記録」等により、県内では、「1707年防長の地震」、「1,793年長門・周防の地震」、「1,875年萩の地震」、「1898年見島の地震」が、また周辺地域では、「1676年・1778年・1859年のいずれも石見の地震」があげられる。

また気象庁資料が整っている1923年8月以降についての、本県周辺の被害地震については、島根県東部・日向灘において、繰り返し発生している。

本県や九州地方はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがその下に沈み込んでいる。その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ120km程度までの地震活動が活発で、時には被害を伴う地震が発生する。

山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現状にあるが、1997年6月25日に、旧阿東町(現山口市)直下を震源とするM6.3地震が発生し、本町では震度4を記録したが、特に被害はなかった。

しかし、2001年3月24日には安芸灘を震央とするM6.7の地震が発生するなど、本県における地震被害が少ないことを保証するものではない。

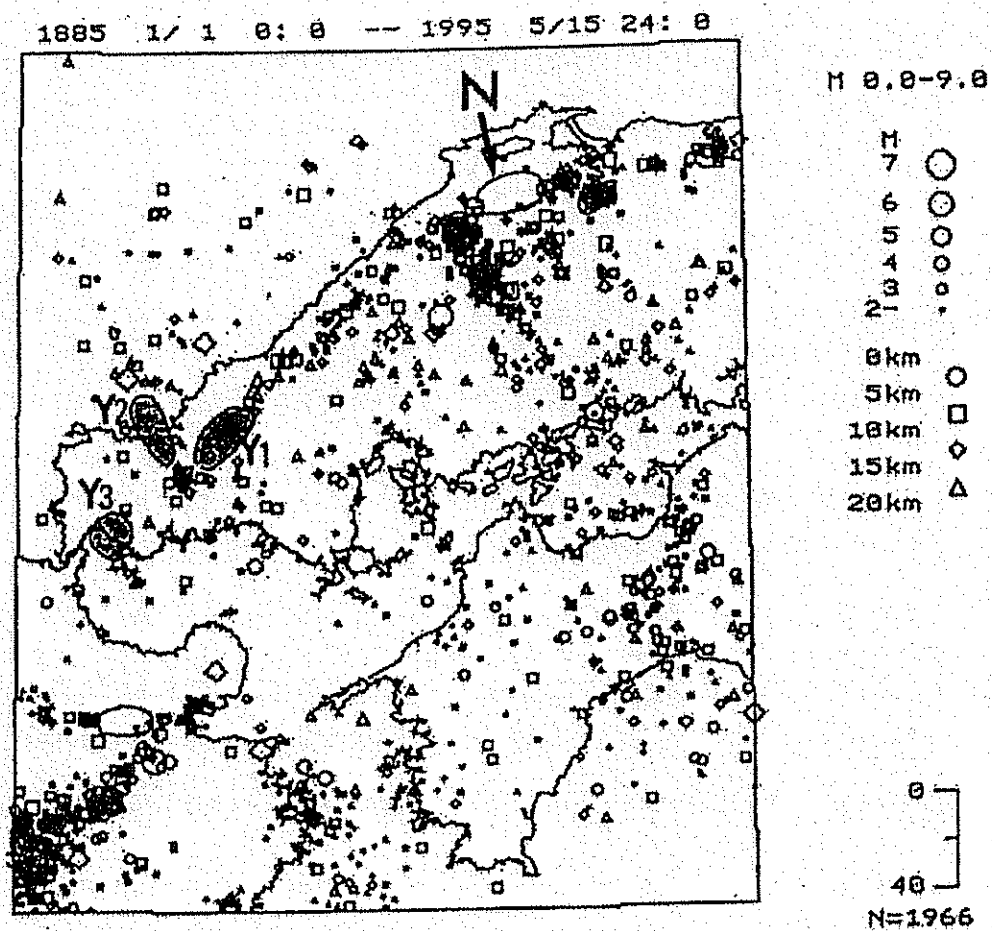
また震央分布図をもとに、本県周辺で発生したM5以上の地震をみると、内陸部での発生は少ないが、M5程度の地震でも浅いところで発生した場合は、注意が必要である。

2 微小地震

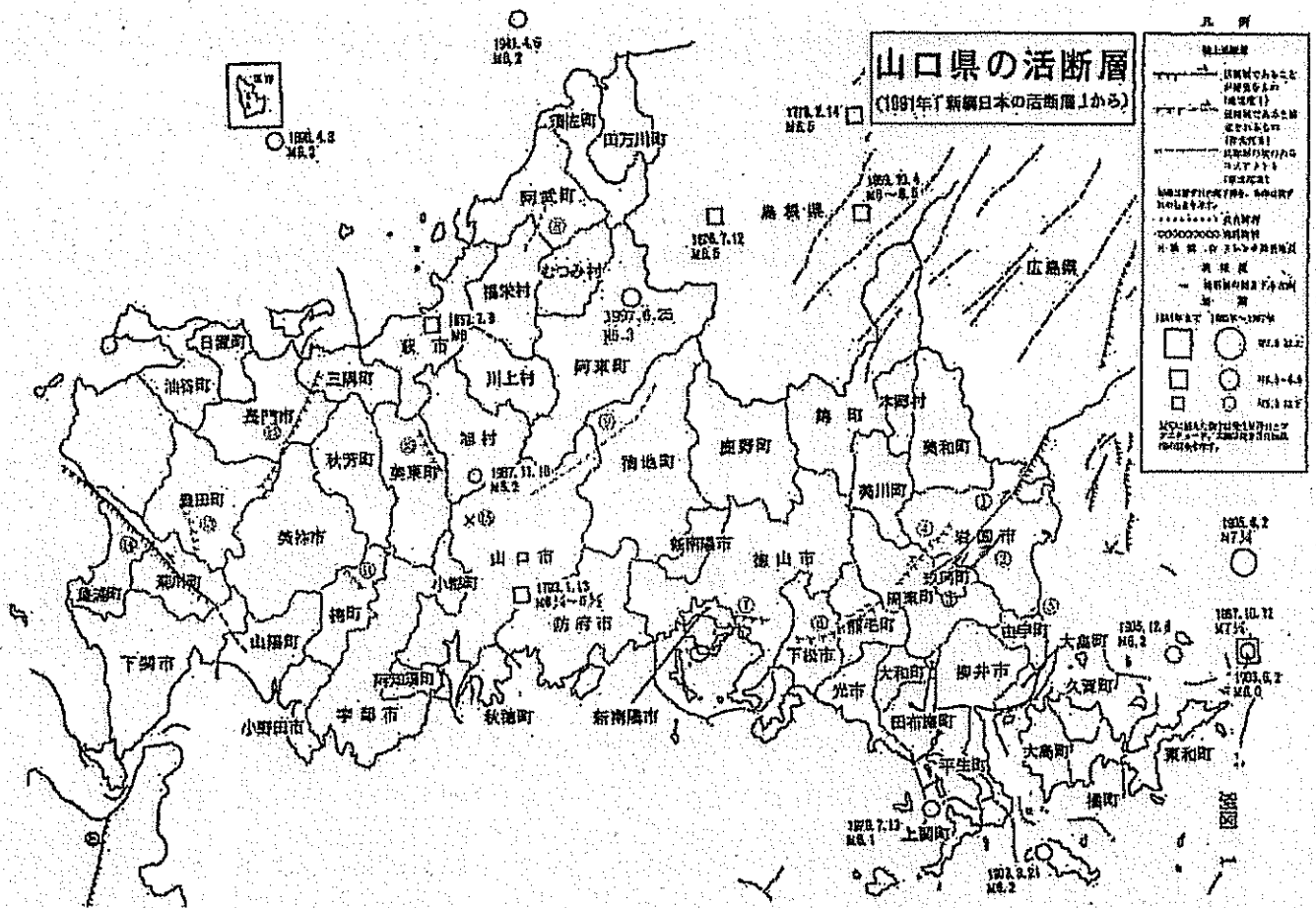
本県及び周辺海域の微小地震活動をみると、最も顕著なものは、島根県西部から県中部にかけて連なる直線配列があげられ、この線上が最も地震活動の高いラインであり、地下潜在断層と密接な関連が予想される。

3 地震空白域と微小地震活動との関係

石川氏(石川有三、1995、地震活動空白域の意義、月刊地球号外 No.13、71-80)によると過去約100年間の地震の起こり方を調べた結果、過去大きな地震が起こった場所であって、最近地震活動の低い場所を地震の空白域として注意を促している。下図に見られるとおり、本町ではないが、隣接している萩市に空白域の指摘がある。



山口県に指摘された地震空白域 (月刊地球号外No.13より)



山口県活断層データ (1, 991年「新編日本の活断層」から)

番号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走向	傾斜	番号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走向	傾斜
1	小方-小瀬断層	I	B	26	NE	NW	9	大原湖断層	III	B	22	NE	
2	岩国断層	I	B	10	NE	NW	10	岩波断層	II		6	NNW	
3	廿木山断層	I	B	4	NE		11	黒川断層	II		3	NW	
4	小畑断層	II		10	NE		12	渋木断層	II		15	NE	
5	長野断層	II	B	3	NE		13	江良断層	II		9	NNW	
6	熊毛断層	II		17	ENE		14	菊川断層	I	B	27	NW	
7	徳山市北	II		6	EW		15	吉敷川断層	I	B		EW	N
8	三ヶ岳東方	III		9	NE		16	小倉東断層(周辺)	I	C	17	NNE	

山口県とその周辺の主な地震(1,926~2,005年、M \geq 5)
 (範囲：33° 10' ~35° 10' N、130° 20' ~132° 50' E)

No.	年/月/日 時:分	緯度	経度	深さ(km)	M	震央地名
1	1926/01/22 06:26	33° 16. 0'	132° 10. 0'	10	5.1	豊後水道
2	1926/01/30 20:53	33° 55. 0'	131° 49. 0'	60	5.0	周防灘
3	1928/09/25 13:58	33° 42. 0'	131° 54. 0'	20	5.8	伊予灘
4	1928/10/12 21:23	34° 34. 0'	132° 43. 0'	0	5.0	広島県北部
5	1929/01/02 01:40	33° 11. 0'	130° 48. 0'	0	5.5	福岡県地方
6	1929/08/04 01:00	34° 02. 0'	130° 38. 0'	0	5.3	山口県北西沖
7	1930/12/20 23:02	33° 49. 0'	132° 37. 0'	0	6.1	広島県北部
8	1935/03/07 19:41	33° 11. 0'	131° 08. 0'	20	5.0	大分県西部
9	1935/07/17 00:00	34° 35. 0'	130° 55. 0'	20	5.6	山口県北西沖
10	1937/02/08 21:18	33° 20. 0'	132° 07. 0'	50	5.0	豊後水道
11	1937/02/14 10:05	33° 12. 0'	132° 10. 0'	30	5.2	豊後水道
12	1937/02/27 23:42	33° 48. 0'	132° 14. 0'	10	5.9	伊予灘
13	1938/09/10 14:20	33° 33. 0'	132° 34. 0'	0	5.0	愛媛県南予地方
14	1941/04/06 01:49	34° 36. 0'	131° 39. 0'	10	6.2	山口県北部
15	1941/04/06 01:49	34° 44. 0'	131° 33. 0'	10	6.2	山口県北西沖
16	1942/02/22 09:47	33° 33. 0'	132° 23. 0'	40	5.3	愛媛県南予地方
17	1942/10/27 14:29	33° 11. 0'	132° 14. 0'	40	5.1	豊後水道
18	1943/08/08 00:04	34° 28. 0'	131° 55. 0'	0	5.1	島根県西部
19	1944/06/07 19:15	33° 17. 0'	131° 53. 0'	60	6.0	伊予灘
20	1946/08/20 18:43	33° 32. 0'	131° 43. 0'	0	5.9	大分県中南部
21	1947/05/09 23:05	33° 18. 0'	131° 06. 0'	20	5.5	大分県西部
22	1947/05/09 23:05	33° 24. 0'	130° 58. 0'	0	5.5	大分県北部
23	1947/05/11 05:53	33° 24. 0'	130° 53. 0'	20	5.1	大分県西部
24	1948/10/15 00:59	33° 11. 0'	131° 36. 0'	90	5.1	大分県中南部
25	1949/07/12 01:10	34° 00. 0'	132° 30. 0'	40	6.2	安芸灘
26	1949/07/12 01:10	34° 04. 0'	132° 41. 0'	40	6.2	安芸灘
27	1950/08/22 11:04	35° 08. 0'	132° 41. 0'	10	5.2	島根県東部
28	1950/08/22 11:15	35° 07. 0'	132° 43. 0'	10	5.0	島根県東部
29	1953/01/23 11:47	33° 11. 0'	132° 09. 0'	50	5.4	豊後水道
30	1953/06/08 22:49	34° 58. 0'	132° 47. 0'	10	5.0	広島県北部
31	1953/07/30 17:24	34° 02. 0'	132° 48. 0'	0	5.4	愛媛県中予地方
32	1954/05/08 17:26	35° 04. 0'	132° 48. 0'	0	5.3	島根県東部
33	1954/05/16 21:56	35° 08. 0'	132° 44. 0'	30	5.4	島根県東部
34	1955/12/05 22:30	34° 42. 0'	132° 42. 0'	0	5.3	広島県北部
35	1956/01/30 14:45	33° 38. 0'	132° 20. 0'	50	5.1	伊予灘
36	1958/09/08 23:53	33° 44. 0'	131° 56. 0'	80	5.7	伊予灘
37	1960/05/11 08:17	33° 54. 0'	131° 55. 0'	80	5.5	周防灘
38	1963/03/31 21:26	35° 08. 0'	132° 24. 0'	20	5.1	島根県西部
39	1963/04/01 00:02	35° 06. 0'	132° 26. 0'	0	5.0	島根県西部
40	1964/11/14 12:56	33° 26. 0'	132° 07. 0'	60	5.8	伊予灘

41	1968/08/06 01:17	33° 18. 0'	132° 23. 0'	40	6.6	豊後水道
42	1968/08/06 13:21	33° 21. 0'	132° 27. 0'	40	5.3	豊後水道
43	1969/09/07 09:23	33° 37. 0'	131° 48. 0'	100	5.4	伊予灘
44	1969/11/30 01:43	33° 20. 0'	132° 24. 0'	40	5.1	豊後水道
45	1969/11/30 13:12	33° 15. 0'	132° 24. 0'	40	5.1	豊後水道
46	1973/02/25 19:09	34° 44. 0'	132° 25. 0'	0	5.0	広島県北部
47	1977/05/02 01:23	35° 09. 0'	132° 42. 0'	10	5.3	島根県東部
48	1978/06/04 05:03	35° 05. 0'	132° 42. 0'	0	6.1	島根県東部
49	1978/06/04 06:03	35° 05. 0'	132° 41. 0'	0	5.2	島根県東部
50	1978/06/04 06:20	35° 07. 0'	132° 41. 0'	10	5.5	島根県東部
51	1978/06/04 06:22	35° 08. 0'	132° 40. 0'	0	5.3	島根県東部
52	1979/07/13 17:10	33° 51. 0'	132° 03. 0'	70	6.1	伊予灘
53	1981/07/17 00:46	33° 23. 0'	132° 13. 0'	60	5.0	豊後水道
54	1983/08/26 05:23	33° 33. 1'	131° 36. 3'	116	6.8	大分県北部
55	1984/06/25 06:29	34° 45. 3'	132° 35. 1'	12	5.2	広島県北部
56	1985/04/05 16:25	33° 31. 4'	131° 34. 7'	118	5.3	大分県北部
57	1987/11/18 00:57	34° 14. 3'	131° 27. 5'	8	5.2	山口県東部
58	1988/07/29 18:59	33° 40. 7'	132° 30. 5'	53	5.1	伊予灘
59	1991/01/04 03:36	33° 32. 7'	132° 19. 3'	58	5.2	伊予灘
60	1991/10/28 10:09	33° 55. 2'	131° 10. 0'	19	5.9	周防灘
61	1993/08/14 10:29	33° 20. 9'	132° 32. 8'	47	5.0	愛媛県南予地方
62	1993/08/31 00:08	33° 36. 0'	132° 28. 2'	62	5.1	愛媛県南予地方
63	1997/06/25 18:50	34° 26. 3'	131° 40. 1'	8	6.3	山口県北部
64	1998/05/23 04:49	33° 42. 2'	131° 50. 5'	86	5.4	周防灘
65	2000/10/06 13:30	35° 16. 4'	133° 20. 9'	9	7.3	島根県東部
66	2001/03/24 15:27	34° 07. 9'	132° 41. 6'	46	6.7	安芸灘
67	2001/03/26 05:40	34° 07. 0'	132° 42. 5'	46	5.2	安芸灘
68	2005/3/20 10:53	33° 44. 3'	130° 10. 5'	9	7.0	福岡県西方沖
69	2005/04/20 06:11	33° 40. 6'	130° 17. 2'	14	5.8	福岡県西方沖

第2節 地盤挙動

第1項 地質特性

本町は、山口県の北部に位置し日本海に面しており、総面積は、116.07Km²である。地質学的には、西南日本の内帯に位置し、古生代(約4億3千年前)から第四紀(現在)に至るいろいろな地質時代に形成された様々な種類の堆積岩、火成岩及び変成岩からなり、それらが複雑にからみあった地質構造を形成している。

本町の地域は、山口県において阿武地域(北部地区)に区分され、この地域は中生代火山岩のうちの周南、阿武両層群によって広く覆われ、その模式地として有名である。新生代深成岩と新生代火山岩の発達も特徴的である。

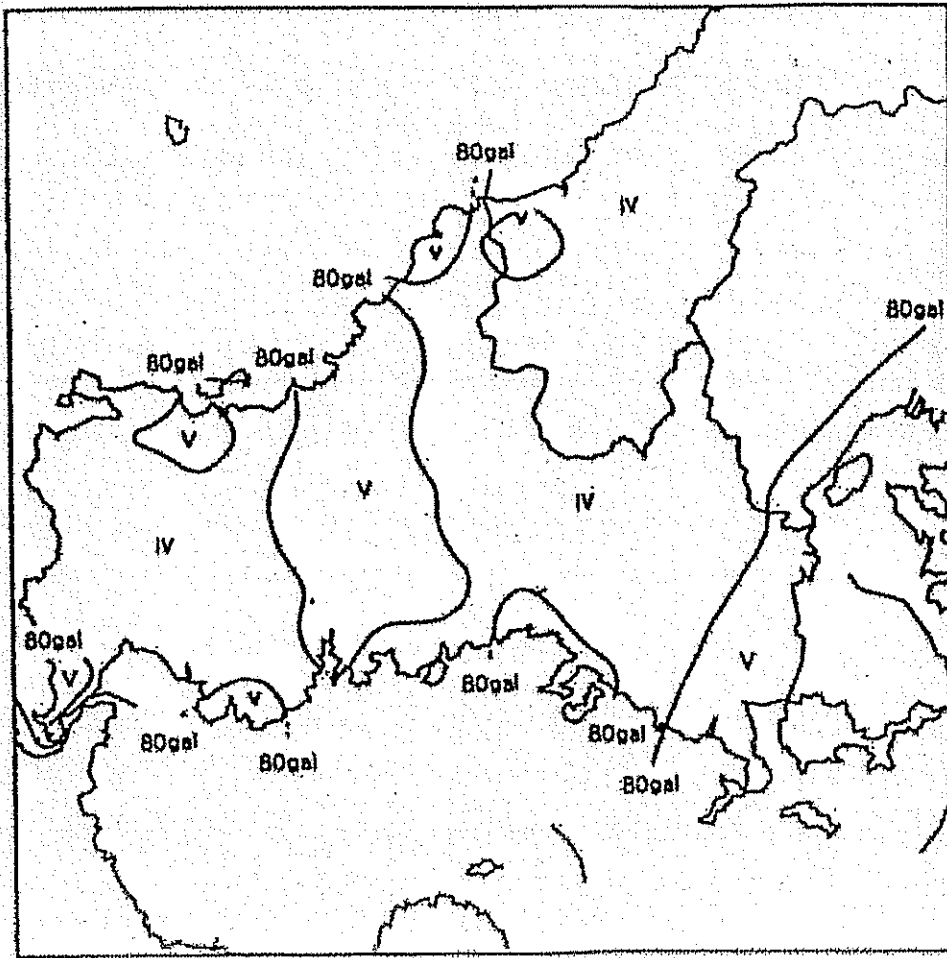
第2項 地盤特性

中生代の流紋岩、石英斑岩及び新生代の安山岩類などが広く分布しているが、これらは、風化により礫状化し、降雨による崖崩れなどが多発している。

第3項 地表面における地震動の推定

1 歴史地震データに基づく地震危険度の推定

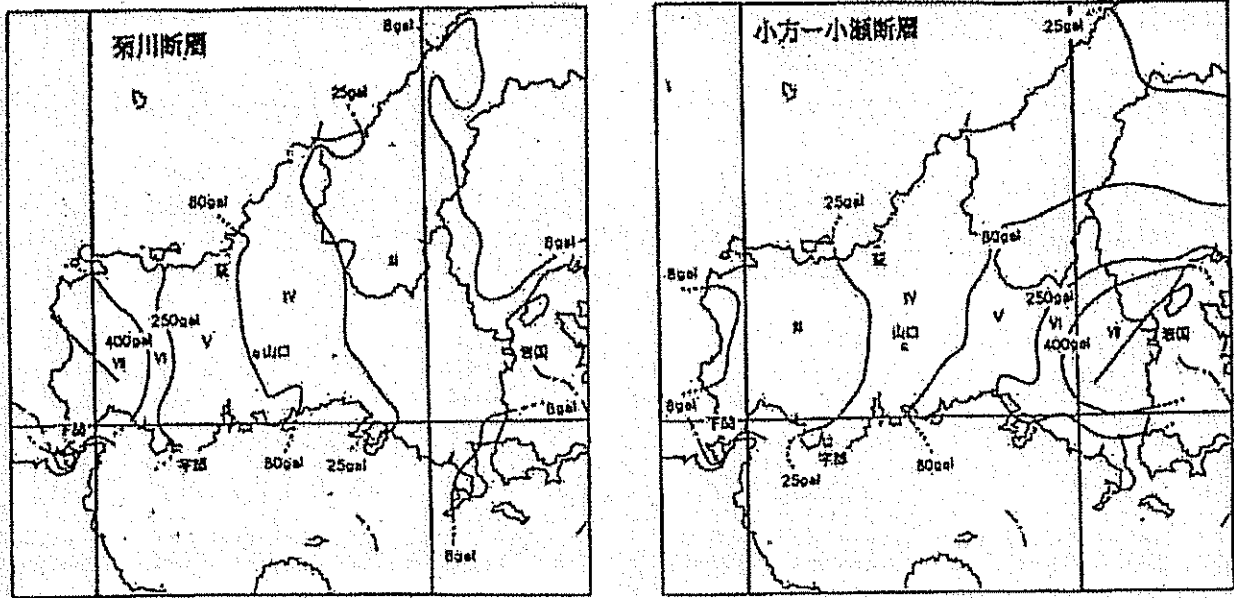
歴史地震データを用いて、地震危険度解析を行い、県内の各地で再現期間100年に対する最大加速度の期待値を計算し、これに対応する震度階を求めた。県下では震度4～5、本町では震度5が想定される。



山口県の地震危険度（再現期間100年）

2 断層モデルに基づく地震動強度の推定

県内の小方—小瀬断層と菊川断層を対象に地震動の推定を行った。本町では、小方—小瀬断層が動いた場合震度IVが、また菊川断層が動いた場合には、震度4～5に相当する揺れが生じるであろうと推定される。



地表面における最大加速度の期待値

第4項 液状化予測

対象地盤の液状化の可能性は、地盤条件と入力地震動の2つの面から検討するのが通常であるが、地盤条件、あるいはどういった入力地震動を用いるかが明確でない場合には、液状化地点の地形と、液状化を生ずる限界加速度に基づく方法、あるいは対象地点の地形因子に液状化地点と最短距離にある河川間の距離と両者間の標高差を用いる方法といった、簡易液状化判定法が一般に用いられる。

作成手法の概略は、対象地域を微地形に分類し、液状化地点と河川との位置関係、液状化を生ずる限界の加速度を推定し、山口県下の主要河川周辺の液状化可能性を検討した(概要図は別図2)。これによると、本町では液状化の可能性は極めて薄いと言えるが、隣接する萩市においては、阿武川、橋本川及び松本川流域と市街地を形成する三角州の全域や大井川流域の一部の地域で液状化の可能性があるとされている。

1 液状化しやすい地盤

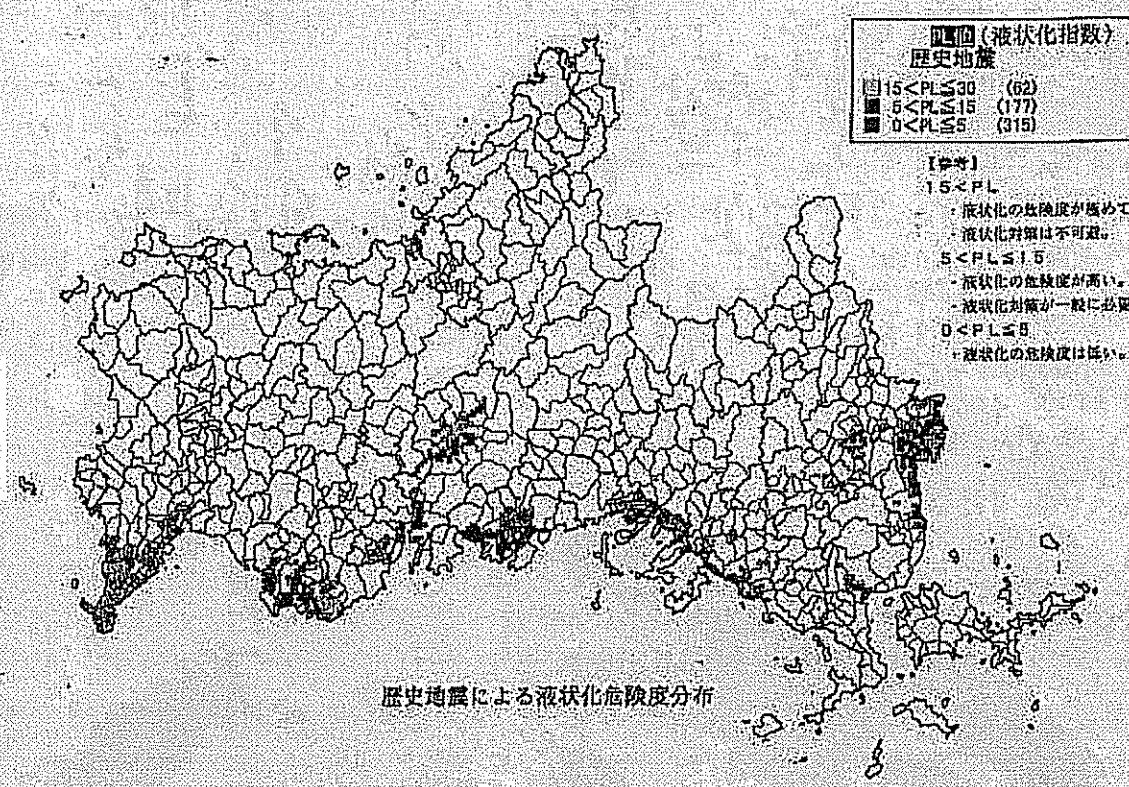
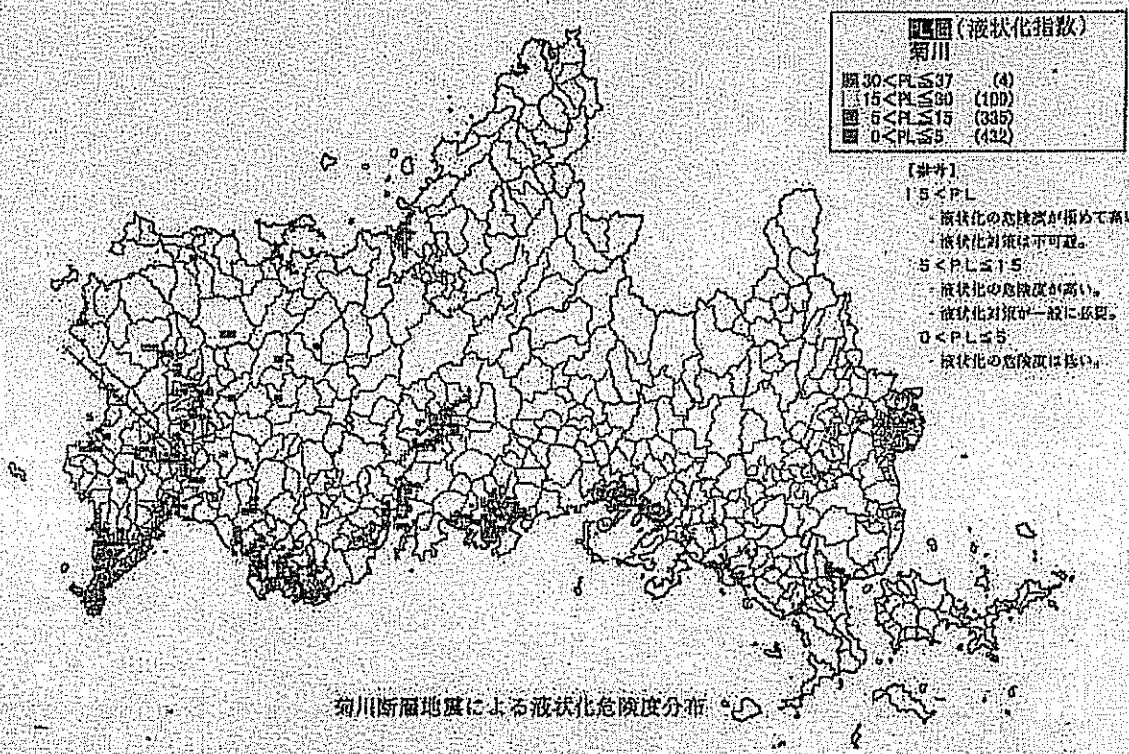
過去の液状化事例から、地表面最大加速度が70~100gal程度以上、震度階にして4~5の境界付近以上で、液状化を発生する可能性があると言われている。

過去の液状化被害の調査から、液状化の発生した地盤は、地下水位が浅く、ゆるい土粒子構造の河成沖積地盤をはじめとして、旧河川道地盤、埋立地盤であることが明らかにされている。

2 液状化履歴

日本の地盤液状化履歴図によると、山口県下では過去、周防・長門地震(1685年)及び見島地震(1,898年:M6.2)の際、長門市深川湾沿いの地点で液状化が発生していると報告されているに過ぎない。

しかし過去の地震記録には、M6以上のものがいくつかあることが知られているので、これ以外にも液状化が発生していると考えるのが自然であろう。



第3節 津波

一般的に、津波を伴う地震は、海底で起こる縦ずれ断層型の地震と考えられている。

瀬戸内海沿岸の津波としては、四国・紀伊半島沖を震源とする巨大地震、東南海・南海地震の影響が考えられる。国の中央防災会議の資料では、東南海・南海地震が同時に発生した場合、山口県の瀬戸内海沿岸では最大で2メートルを超える津波が来襲するものと予想されている。

日本海沿岸においては、過去大きな津波の記録はない。津波の記録としては、1898年見島の地震、1872年の浜田地震により、見島で1 m強の津波の記録がある。遠地で起こった大津波の影響も心配されるが、1983年日本海中部地震を例にとると、山陰地方では、島根半島に波高の高いところが見られた以外は、波高は数10cm程度の小規模なものである。だからといって大津波を起こすような地震の発生や被害がないとはいえない。

第3章 被害想定

被害想定には、簡便的なものからかなり複雑な計算を要するものまで、各種の手法がある。現在、町及び県における地域防災計画の早急な見直しが緊急な課題となっていることから、当面、被害の全体像を把握することとし、人的被害(死者、負傷者、り災者)について、一定の仮定の下で概略値を求めた。

今回行った被害想定は、今後数値を精査することにより、変動する可能性がある。

第1節 町防災計画における想定震度

本町の地域防災計画における想定震度は、最高7とする。

第2節 歴史地震

町内及びその周辺で過去発生し、町内に影響を及ぼすと考えられる地震記録を統計的に処理し、地震活動度は、今後も変わらないであろうという前提のもとに算出した、100年期待値の地震。

なお歴史地震は、過去の活動歴から①マグニチュード6程度、震源の深さ15km程度の直下型地震が町内全般どこでも起こりうる、②マグニチュード7クラス、震源の深さ40～50km、すなわち芸予地震クラスの地震が安芸灘から周防灘、さらに豊後水道にかけて起こりうるということが前提となっている。

全壊家屋数	半壊家屋数	出火数	死者数	負傷者数	り災者数
0戸	11戸	0件	0人	53人	32人

第3節 活断層による地震

第1項 活断層による想定地震

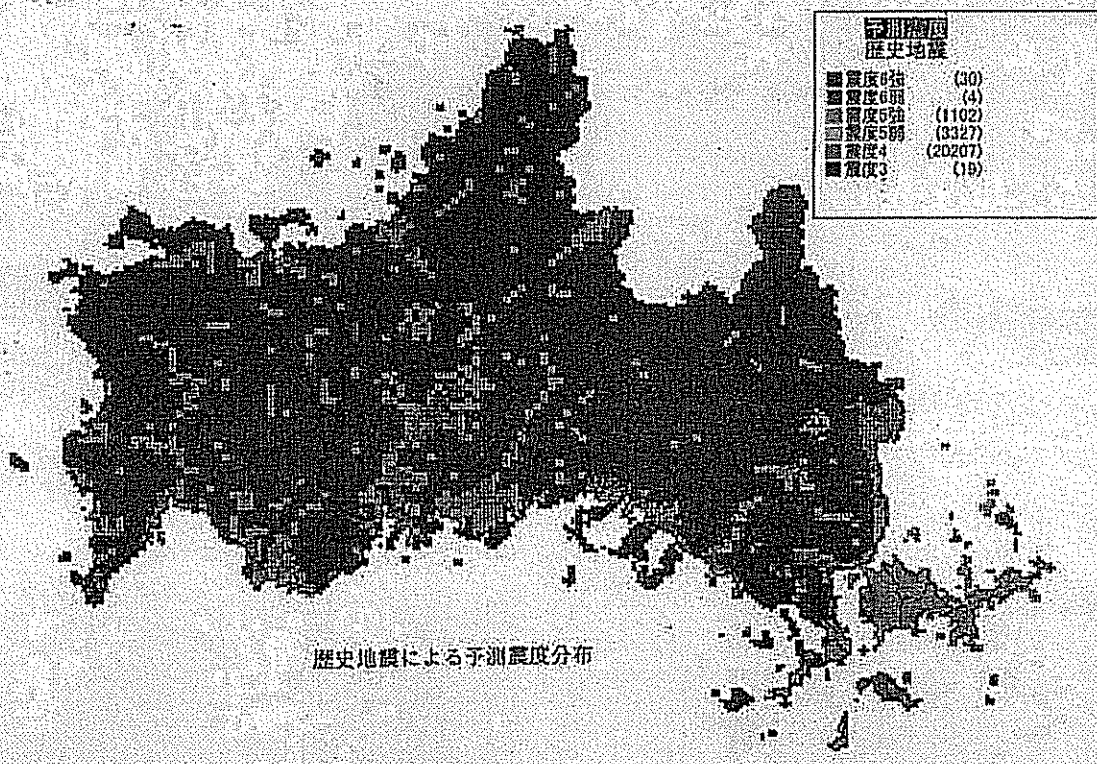
想定地震	断層長×幅	深さ	地震規模	破壊開始点	摘要
小方-小瀬断層地震	26.0km×15.0km	7.5km	M7.2	断層の中央	地震モーメント 1.4×10^{26}
菊川断層地震	27.0km×13.5km	6.75km	M7.2	断層の中央	地震モーメント 1.6×10^{26}

第2項 菊川活断層による想定地震

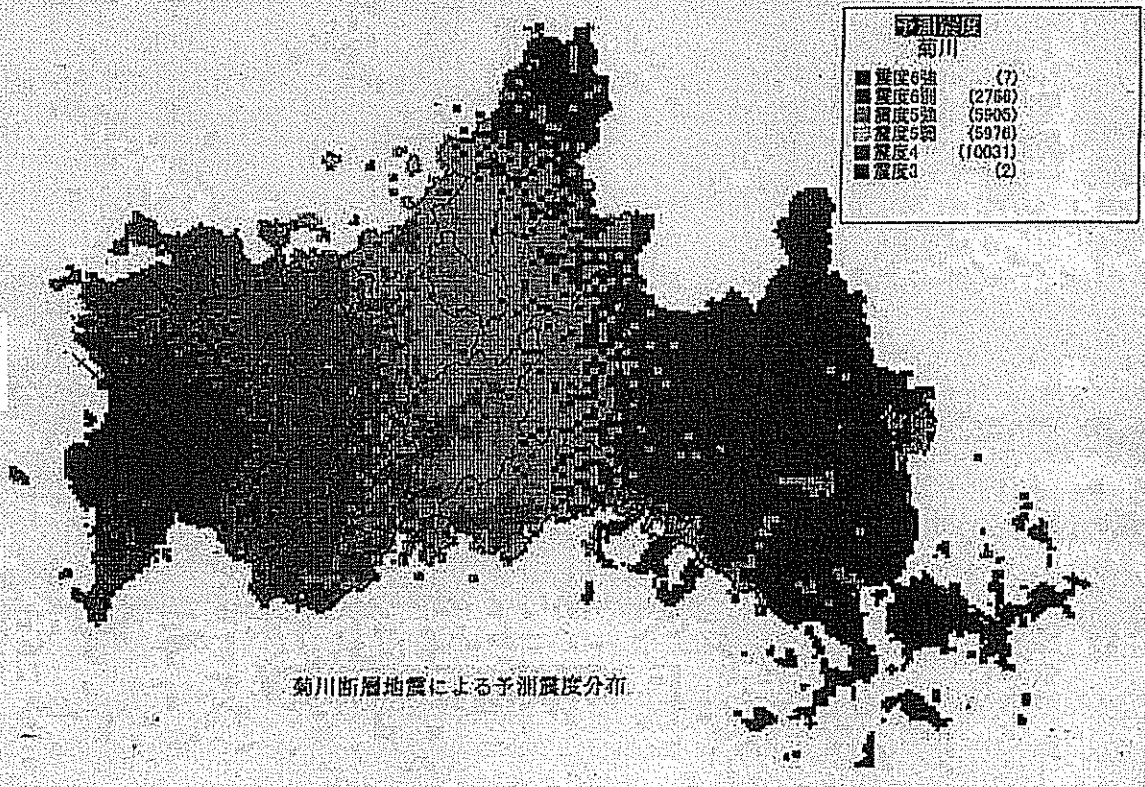
町内に影響を及ぼすと考えられる菊川断層による地震活動度は、約25,000年前、約15,000年前、約7,000年～9,500年前の3回の活動が確認されており、単純計算による再来予測は、約2,000年～9,500年後となっている。

第3項 小方-小瀬断層による想定地震

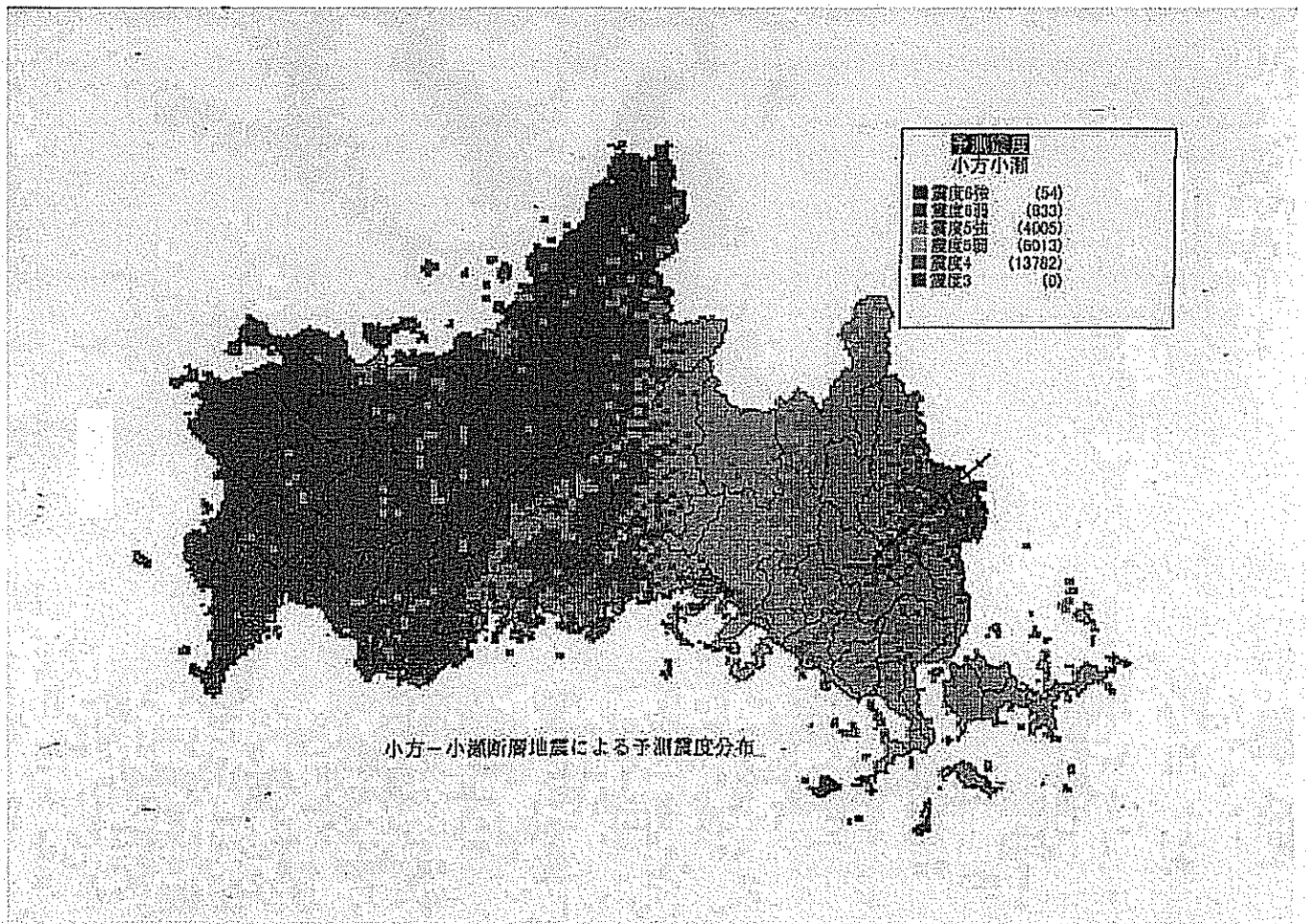
県内には、先に示したように15本の活断層がある。このうち、確実度、規模、地域特性を考えて、菊川断層のほか、小方-小瀬断層を対象としている。



歴史地震による予測震度分布



震度による予測震度分布



第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

本編第2編第1章「防災思想の普及啓発」を準用する。

第2章 防災活動の促進

第1節 消防団の育成強化

本編第2編第2章第1節「消防団・水防団の育成強化」を準用する。

第2節 自主防災組織の育成

本編第2編第2章第2節「自主防災組織の育成」を準用する。

第3節 自主防犯組織の育成

本編第2編第2章第3節「自主防犯組織の育成」を準用する。

第4節 企業防災活動の促進

本編第2編第2章第4節「企業防災活動の促進」を準用する。

第3章 防災訓練の実施

本編第2編第3章「防災訓練の実施」を準用する。

第4章 地震に強い都市・農山漁村構造の形成

第1節 避難地の整備

- 1 震災時の一次的避難場所として、広場、公園及び学校運動場等を避難地として指定し確保する。
- 2 避難地は、避難距離が長くなならないよう出来るだけ住民の身近な場所に確保する。
- 3 避難地を確保するため、公共用地、近郊の緑地、農地等の利用について検討する。

第2節 避難路の整備

- 1 住民が安全に、短時間に避難出来る避難路を指定する。
- 2 避難路の安全を確保するため、指定に当たっては、震災時に障害物件の発生の恐れが少なく、幅員の確保出来る道路を選定する。
- 3 安全な避難路を確保するために必要な対策をとる。

第3節 延焼遮断帯の整備

災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第4節 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進める上で、きわめて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

第5節 公園の整備

- 1 公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止、あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。
- 2 一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園として整備するよう努める。

第6節 河川・海岸の整備

河川・海岸付近の住宅地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての取水、貯留施設の整備、緊急時に活用出来る護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

第7節 漁港の整備

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、耐震強化岸壁など必要な整備を進める。

第8節 農山漁村地域の防災対策の推進

農山漁村地域においては、地すべり地域、山地災害危険地域等危険地域が数多く存在しており、また漁村地域においては、湾入や傾斜地が多く、人家が密集するとともに、交通が遮断されるなど、災害の危険度の高い地域が多いことから、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。

第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

第1節 建築物の耐震化

第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- 2 発生する確率は低い、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても、人命に重大な影響を与えないこと。
- 3 さらに、構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
 - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 広域的な経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 多数の利用者等を収容する建築物等
- 4 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第2項 町所有建築物等の耐震化

- 1 防災上重要な建築物の耐震化及び地盤液状化対策
震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ、重点的に耐震性の確保を図る。
また地盤液状化が予想される地域では、強固な地盤まで基礎杭工や地盤改良など、液状化対策についても検討を進める。
防災上重要な建築物
 - (1) 災害対策本部組織が設置される施設(役場本庁、支所等)
 - (2) 医療救護活動施設(診療所等)
 - (3) 応急対策活動施設(教育委員会(町民センター)等)
 - (4) 避難収容施設(各公民館、町体育センター、町立学校及び体育館等)
 - (5) 社会福祉施設等(保育園、老人ホーム等)
 - (6) 不特定多数のものが利用する施設
- 2 耐震診断の実施
防災上重要な建築物及びその他の町有建築物について、計画的に耐震診断を実施する。
- 3 耐震補強工事の実施
耐震診断の結果に基づき各施設管理者は、必要に応じ耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図るものとする。
- 4 建築設備等の整備
ライフライン系統の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等(貯水槽、非常用電源等)の整備に努める。

第3項 公共的施設の耐震化

公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

第4項 一般建築物の耐震化

既存建築物(住宅を含む)のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないと推測されることから、県は耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用に対する補助、普及啓発、相談窓口の開設、耐震、診断講習会の開催等を実施するなどして、既存建築物の耐震化の促進を図る。特に耐震改修促進法に規定する特定建築物の所有者に対しては、耐震診断の指導・助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

第5項 被災建築物の応急危険度判定制度の確立

町は、県と協力して、被災した建築物が引き続き安全に居住出来るかどうか、また余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定制度を確立する。

- 1 応急危険度判定に関する普及、啓発
- 2 県は、応急危険度判定士を養成、登録
- 3 町、県及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

第6項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物の点検、補修、補強等を行う。

町は、自ら点検、補修、補強等を行うとともに、県と協力し設置者及び所有者に対して指導を行う。

物件名	実施者	措置等
道路標識等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
街路樹(枯死)等	管理者	樹木除去等適切な管理措置を講じるように努める。
電柱・街路灯	管理者	設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
バス停上屋等	設置者	新設については、安全性を厳密に審査する。 既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等	管理者	許可及び許可更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどし、安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等の恐れのあるもの、不要なものは除去に努める。
外壁	所有者	落下により通行人に危害を及ぼさないように措置する。
大規模空間における天井	所有者	落下により使用者等に危害が出ないように措置する。
エレベーター	所有者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。

第2節 ライフライン施設の耐震化

電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設が被災した場合、住民生活へ与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとする。

町は、県等関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進するものとする。

またライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を推進するものとする。

第1項 電気(中国電力株式会社営業所)

送電設備、配電設備の耐震設計を行う。

1 送電施設

架空電線路 …… 地震の影響は、風荷量に比べ小さいので、これにより設計する。

地中電線路 …… 軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド、マンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その他の地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

2 配電施設

架空電線路 …… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路 …… 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいのでこれにより設計する。

第2項 ガス

今後の構造物、施設等の耐震設計に当たっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障を生じず、かつ高いレベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。この考えに基づき耐震性を確保するものとする。

1 製造関係

(1) 新設設備については、耐震設計指針に基づく設計、施工を行い、耐震性の維持管理に努める。

(2) 既設設備については、可能な限り耐震性の検証を行い対応する。

2 供給関係

(1) 導管のブロック化を推進し、二次災害の防止、復旧時の早期対応を容易にする。

(2) 耐震性、耐腐食性に優れた導管材料の使用。(ポリエチレン管の積極的な敷設)

(3) 耐震性に問題のある経年管の計画的な取替え、更生修理を推進する。

第3項 電話(NTT西日本山口支店)

システムとしての信頼性向上を図る。

1 設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルの洞道への収容、通信ケーブルの地中化を行う。

2 冗長化による信頼性向上として、交換機の分散、伝送路のループ化等を行う。

第4項 上水道施設(町施設課)

水道事業者は、水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

- ・緊急を要する弱点对策に努めること。
- ・耐震性、耐久性に優れた配管材料を使用し、経年管の計画的な整備を推進すること。
- ・広域バックアップ体制の設備、緊急時給水能力の強化等に努めること。

第5項 下水道施設(町施設課)

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、

- ・下水道施設の構造面での対策
- ・下水道システム面での対策
- ・体制面での対策を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

第3節 交通施設の耐震性の確保等

鉄道、道路等は、社会経済活動、住民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めるものとする。

第1項 鉄道施設(西日本旅客鉄道株)

鉄道施設のうち、橋梁等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

1 橋梁の整備

橋梁の調査点検を実施し、その結果に基づいて落橋防止等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。

2 その他

落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

第2項 道路施設(各道路管理者)

国道、県道、町道及び農道・林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう必要なものについて耐震点検を行い、補強等を実施する。

1 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、総点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等の予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

2 橋梁及び横断歩道橋の整備

各道路管理者は、橋梁及び横断歩道橋の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な補強工事を実施し、耐震強化を図る。

3. トンネルの整備

各道路管理者は、トンネルについて耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な補修工事等を実施し、耐震強化を図る。

第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防及び治山施設等の耐震性の確保

第1項 河川

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

第2項 海岸

人家等が集中しているゼロメートル地帯において、海岸保全施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第3項 港湾・漁港

緊急物資や人員の海上輸送が確保出来るよう、震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、耐震強化岸壁の整備を進める。

第4項 砂防施設等

荒廃溪流については、砂防ダム及び流路工を施工し、土石流防止、土砂かん止調節、溪岸の浸食防止及び溪流の縦浸食防止を図り、地震による被害を未然に防止する。

急傾斜地崩壊危険箇所については、擁壁の設置等急傾斜地崩壊工事を施工し、地震による崖崩れを未然に防止する。

地すべり危険箇所については、地すべり防止工事を施工し、地すべりによる被害の防止を図る。

また既設工作物については、常時点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第5項 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃溪流等に対しては、治山ダム工等を施工し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また既設工作物については、常時点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第6項 ため池

農業用ため池のうち、老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安があるものについては、現地調査を実施するなどして、施設の危険度を判定し、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理に努める。

第6章 土砂・地盤災害の予防

第1節 土砂災害の予防

第1項 山地災害危険地対策

1 山地災害危険地区の調査

山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生する恐れがある地区を調査し、その実態を把握する。

2 治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講じる。

第2項 土石流予防対策

砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃溪流における砂防ダム・流路工等の砂防施設の整備を推進する。

第3項 地すべり予防対策

通常の地すべりは傾斜面に多く、土層の移動が継続かつ緩慢であるが、地震動によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。このため、地すべり防止区域内では、切り土・盛土等の行為を制限するとともに、危険度の高いところから地すべり防止工事を推進する。

第4項 がけ崩れ予防対策

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の実施を促進する。

第5項 土砂災害危険箇所に対する警戒避難態勢の整備

土砂災害危険箇所付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、危険箇所・避難地・避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

第6項 斜面判定士の養成

県は、震災後の土石流、地すべり及びがけ崩れの危険度を判定する技術者を養成するとしている。

第2節 地盤災害の予防

第1項 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

- 1 町や公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

第2項 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、宅地造成開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また造成後は巡視等により、違法開発行為の取締まり、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

災害防止に関する指導基準

- 1 災害危険度の高い区域
地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
- 2 人工崖面の安全措置
宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。
- 3 軟弱地盤の改良
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第7章 災害情報体制の整備

第1節 災害情報の収集、連絡体制

第1項 情報通信体制の確保

1 町の対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障を来さないように町及び防災関係機関は、次のような安全対策を講じるものとする。

また通信設備のみならず庁舎全体の停電対策に配慮してものへ整備していくものとする。

(1) 通信機器の安全対策

ア 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。

また断水時への備えについても配慮したものとする。

イ 地震動対策

(ア) 各種機器には転倒防止措置を講じるものとする。

(イ) 気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は、振動を緩和する免震床等とすることについても検討を行っていく。

(2) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(3) 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

(1) 町は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から次のような対策を講じるよう努める。

ア 管内防災関係機関、応急対策実施機関等との間における防災行政無線の整備

地域住民に対する災害情報伝達手段である同報系の整備促進、移動系の整備拡充

イ 職員参集システムの整備推進

ウ 防災相互通信用無線の整備

エ 衛星携帯電話の整備

(2) 多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等(タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用)、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

(3) パソコン通信による通信手段の整備について検討を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、大規模災害の発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来さないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間休日等においても適切に対処出来る体制となるようにするものとする。

(1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者のあらかじめ指定

(2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者のあらかじめ指定、情報収集資機材の確保対策等

- (3) 通信機器の運用計画(移動系の通信輻輳等に関連して)
- (4) 災害時に使用する災害応急用復旧無線、NTT孤立防止用無線等の効果的活用、運用方法等の習熟
- (5) 航空機、車両等による機動的な情報収集活動が出来るよう防災関係機関で事前に調整するなど、体制を整備
- (6) 防災相互通信用周波数を実装した無線機の確保と無線運用マニュアルを整備

4 災害観測機器等の整備

(1) 災害観測機器等の整備

町は、国及び県が機器等を設置する場合、用地のあつせん等について協力する。

(2) 情報処理分析体制等の整備

ア 災害情報データベースシステムの整備

日頃からの自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用出来るような災害情報データベースシステムの整備に努める。

イ 情報の分析整理

収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用出来るシステム作りに努める。

5 電気通信事業者(西日本電信電話(株))

(1) 電気通信事業者の防災計画

ア 被災現場に対する通信の途絶防止対策として、伝送路のループ化、孤立防止対策衛生電話の設置、ポータブル衛生通信システムによる特設公衆電話の設置を行う。

イ 異常輻輳対策として、災害時優先電話の通信の確保、ネットワークの効率的なコントロールを行う。

(2) 災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び施設用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。

(3) 社員等の動員体制

一次動員体制、二次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施出来る体制を構ずる。

(4) 部外機関に対する応援または協力の要請方法等

災害が発生した場合に、応援の要請もしくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

(5) 防災に関する訓練

電気通信設備等の災害応急復旧対策通信疎通訓練を県域支店内の各事業所及びNTTグループ各社と協力し随時実施する。

また県・町防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

(6) 災害用伝言ダイヤル・災害用ブロードバンド伝言板の運用

被災者等の安否連絡が多発したり、電話の輻輳が想定される場合に運用する。

第2項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。このため、町は、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

- 1 情報伝達手段の整備
避難地、避難場所等への防災行政無線(同報系)、地域防災無線の整備を推進する。
- 2 情報伝達体制の整備
被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、町の対応だけでは十分でなく、県や放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。
- 3 被災者に提供する情報の整理
被災者等に提供すべき情報についてあらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応出来る体制を整備しておく。

第8章 災害応急体制の整備

第1節 職員の体制

第1項 町

町は、地震発生時の初動体制の確保を図り、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員参集体制の整備を図る。

1 配備体制

職員参集基準の明確化を図るため、配備課及び参集者について、あらかじめ次のように定める。

配備基準	体制	所属課	人数	業務内容	参集基準
震度3 津波注意報	第1警戒体制	総務課 施設課 経済課 福賀支所 宇田郷支所	3 2 1 1 1	1 気象警報の収集と伝達 2 各部の災害対策の連絡調整 3 住民への広報準備 4 災害危険箇所のパトロール	あらかじめ所属長が指名した職員
震度4 津波警報 (津波)	第2警戒体制	総務課 施設課 経済課 民生課 住民課 出納室 福賀支所 宇田郷支所 教育委員会 議会事務局 みどり保育園 福賀分園 福賀診療所	全員 3 3 3 1 1 全員 全員 2 1 2 1 1 全員	1 情報収集と各部の連絡調整 2 関係施設との連絡調整 3 避難誘導に関すること 4 水門閉鎖 5 海面監視の実施 6 漁協との連絡調整 7 避難施設の開設 8 啓発(避難勧告等)の実施 9 避難物資の準備	あらかじめ所属長が指名した職員
震度5 津波警報 (大津波)	第3非常体制	全職員		災害対策本部が設置されたときは基本計画編第3編第1章第3節「災害対策本部」に定める事務分掌による。その他は上記に準ずる。	係長以上職員全員及び30分以内で出勤可能な職員
震度6	第4非常体制	全職員		1 本庁及び支所に参集の上災害対策活動に当たる 2 必要により参集職員から順に初動に必要な業務に当たる。	全職員

2 職員の参集基準

- (1) 第1・第2警戒体制については、輪番によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。
- (2) 震度5については、係長以上の職員及び30分以内(徒歩、自転車及びバイク)で出勤可能な職員の自主参集をもって配備に当たる。

なお災害対策本部が設置された場合には、全職員による体制となるが、連続した活動が72時間を超える場合は交代要員を確保し、過労による二次災害を防止するよう努める。

- (3) 震度6弱以上については、全職員の自主参集をもって配備に当たる。
- (4) 震度5及び震度6弱以上の震度の判断については、報道機関の放送、揺れなどから職員自ら判断する事になる。
- (5) 交通途絶のため所定の課・支所に参集することができない場合(通信途絶が想定される)は、あらかじめ定められた課・所に参集する。
- (6) 30分以内で出勤可能な職員のうちから、あらかじめ所属長から指名された職員をもって「緊急初動対策班」を編成する。

3 情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集伝達手段(携帯電話等)の確保について、整備を進める。

4 初動体制における処理事項

(1) 発災直後の緊急措置

勤務時間内に地震が発生した場合、各職場で取るべき緊急措置は次のとおりである。

- ア 各庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火
- イ 来庁者、施設の被害状況の把握と初期消火
- ウ 通信機能、非常用電源機能の確保
- エ 庁舎、施設等の緊急防護措置

(2) 地震・津波情報の収集

町役場本庁に設置している震度計、福岡管区気象台、県、放送局(ラジオ・テレビ)等から地震、津波情報を収集し、特に津波警報の発令状況を確認する。

(3) 緊急津波対策の実施

津波警報が発令された場合にとるべき措置について定める。

- ア 沿岸住民等への情報伝達
消防、警察、県出先機関等と協力して、沿岸住民や海水浴客、港湾作業等への情報伝達
- イ 避難誘導体制の準備

津波の来襲が予想され、被害の発生が予想される場合は、地域の住民や観光客等に対して避難誘導をする必要があり、これに係る体制を定める。

(4) 発災初期段階の情報収集

災害対策本部設置、あるいは広域応援要請の必要性を判断する上で、必要となる初期段階の情報を収集する。

- ア 火災の発生状況、住家の倒壊状況、被災者の動向等
- イ 電気、ガス、水道、電話の状況等
- ウ 崖崩れ、護岸決壊等
- エ 危険物の漏洩、流出等
- オ 家屋の浸水等

(5) 初動時の連絡調整室の設置

発災当初においては、各部局も混乱し、情報の重複、指示の混乱等が起こる事が予想されることから、情報の共有化を図り、当初の対応を一元的に管理する必要がある。

このため、協議、調整を行う場所を設けるなどして、発災初期の混乱を防止する。

(6) 自衛隊、緊急消防隊等の広域応援要請への準備

収集した情報に基づき、必要と判断した担当部局は、自衛隊、近隣の消防本部、国、県等へ必要な応援を要請することとなるからこれへの要請に先立ち、派遣準備の要請を行う。

(7) 災害対策本部設置の準備

災害対策室の確保、緊急電話、事務機器の準備、災害対策本部設置に必要な諸準備を行う。

5 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取り扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底する。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

本編第2編第6章第2節「防災関係機関相互の連携体制」を準用する。

第3節 自衛隊との連携体制

本編第2編第6章第3節「自衛隊との連携体制」を準用する。

第4節 海上保安本部(部・署)との連携体制

本編第2編第6章第4節「海上保安本部(署)との連携体制」を準用する。

第5節 防災中枢機能の確保、充実

本編第2編第6章第5節「防災中枢機能の確保、充実」を準用する。

第9章 避難対策

第1節 避難計画

第1項 避難の勧告、指示の基準

町は、避難勧告等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について取りまとめたマニュアル等を整備しておく必要がある。

- 1 震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の二次災害等の発生またはそのおそれのあるとき。
- 2 気象台から津波警報、注意報、または緊急地震速報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- 3 強い地震(震度4程度以上)を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた時で、避難を要すると判断されるとき。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none">・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動が出来る者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none">・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・人的被害の発生した状況	<ul style="list-style-type: none">・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第2項 避難の勧告・指示事項

避難の勧告・指示に当たっては、混乱を招かないよう必要な事項をあらかじめ定める。

- 1 避難の勧告・指示の発令者
- 2 指示等の理由(避難を要する理由)
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他災害の状況により必要となる事項

第3項 避難の勧告、指示の伝達手段

避難の勧告、指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定める。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安署、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

- 1 信号による伝達
サイレン等の利用
- 2 無線、電話及び公共放送等による伝達
電話、携帯電話、CATV、コミュニティFM放送、防災行政無線(同報系)、電子メール、防災メール、ホームページ、他機関放送設備(漁協放送等)、テレビ、ラジオ(協力依頼体制の確立も含む)
- 3 広報車、伝達員による直接伝達
広報車(町、消防機関、警察等)、伝達員(職員、行政区役員、消防団員等)

第4項 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

町は、災害が通過するまでの間、一時的に災害を逃れるための避難場所の指定にあたっては、各地域で想定されるあらゆる災害に対し、安全が確保される施設を指定しておくことが望ましいが、そのような施設を地域内に確保することが困難な場合が多いため、それぞれの災害に応じた避難場所の指定を検討する。

- 1 避難場所の設置
 - (1) 一次避難場所(空地・田畑、校庭、公園、神社・寺院の境内、グラウンド等)
 - (2) 二次避難場所(避難生活場所となる施設—学校、公民館、集会所、体育館等)
 - (3) 広域避難場所(大規模災害時において、二次災害による広範囲にわたる火災が発生した場合等に避難する大規模避難に適した避難場所—学校施設等)
- 2 避難予定施設の選定基準
 - (1) 災害種別に応じ避難所の指定を検討し、災害に対する安全性が確保されていること。
 - (2) 避難施設は、対象地区のすべての住民が収容出来るよう配慮すること。
 - (3) 1人当たりの必要面積はおおむね2㎡以上とすること。
 - (4) 土砂災害や浸水などの危険のないところ。
 - (5) 液状化の恐れがないところ。

- (6) 高潮、波浪の影響を受けないところ。
- (7) 工場、ガソリンスタンド等の危険施設が近くにないところ。
- (8) 火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な避難地が選定出来ない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。
- (9) 交通アクセスが容易であるところ。
- (10) 沿岸地域であれば、津波来襲を考慮に入れた選定をすること。

3 避難場所の区分け

- (1) 避難場所の区分けの境界線は、行政区、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- (2) 各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- (3) 避難人口は、夜間人口による。

4 避難場所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所については、次のとおり。

地区名	名 称	収容人員	炊きだし	施設管理者	連絡先
奈 古	町民センター	1,758	有	教育委員会	08388-2-0501
〃	体育センター	718	無	教育委員会	08388-2-0501
〃	阿武中学校屋内運動場	469	無	阿武中学校	08388-2-2032
〃	県立奈古高等学校屋内運動場	747	無	県立奈古高等学校	08388-2-2333
福 賀	のうそんセンター	515	有	福賀支所	08388-5-0211
宇田郷	ふれあいセンター	518	有	宇田郷支所	08388-4-0211

※ 避難場所は上記を指定済みであるが、開設については災害の種別及び規模によって判断する。

5 避難予定場所となる施設管理者との事前協議

- (1) 避難予定場所の施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を予定しておく。

第5項 避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する避難誘導(地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導)について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導體制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、町職員、その他責任ある立場にあるもの等色々考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶ。本町においては、消防団及び行政区役員が主にその任に当たるものとする。

- (2) 避難指示者(町長、警察官、海上保安官)と誘導担当機関との連絡
指示者と誘導担当機関(者)は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る。
- (3) 避難誘導標識等の整備
避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図る。また夜間照明、外国語標示の設置に努める。

2 避難経路の選定

- (1) 避難経路を2箇所以上選定する。
- (2) 相互に交差しない。
- (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (4) 河川、海岸から離れていること。
- (5) 土砂災害危険箇所には該当しないこと。
- (6) 住民の理解と協力を得て選定する。
- (7) 避難経路を要所ごとに表示するなど、避難場所を日頃から住民に周知徹底する。
- (8) 安全な避難路は自分で歩いて安全を確認しながら決める必要がある。
- (9) 幅の狭い道路、ブロック塀、老朽家屋、大きな看板、自動販売機、電柱に注意する。
- (10) 橋梁を避ける
※「避難路」とは地区の主要道路で、避難するのに利用出来る道路です。

第6項 避難順位の一般的基準

- 1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦(必要最小限の介助者を含む)
- 2 乳幼児、学童(必要最小限の保護者を含む)
- 3 女性
- 4 男性
- 5 防災従事者

第7項 携帯品の制限の一般基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておく。

- 1 携帯品として認められるもの
貴重品(現金、預金通帳、印鑑、有価証券)、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話
- 2 余裕がある場合
上記の他若干の食料品、日用品等

第8項 避難場所の運営管理

町は、避難場所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

- 1 管理運営体制の確立
管理責任者、連絡員(災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡)

- 2 避難者名簿(様式の作成)
- 3 避難収容中の秩序保持(管理要領)
集団生活に最低限必要な規律等
- 4 災害情報等の伝達(生活情報、安否情報、応急対策実施情報等)
- 5 各種相談業務

第9項 避難場所開設に伴う被災者救援措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第10項 避難場所の整備に関する事項

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備(換気、照明等)
- 2 避難場所として必要な施設・設備の整備(貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器等)
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備(テレビ、ラジオ等)
- 4 避難場所での備蓄
食料品、水、常備薬、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資

第11項 避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
 - (1) 広報誌、掲示板、パンフレット等の作成及び配布
 - (2) 住民に対する巡回指導
 - (3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
 - (1) 広報車による周知
 - (2) 避難誘導員による現地広報
 - (3) 町内会等自主防災組織を通じた広報

第12項 被災者支援

- 1 り災認定
り災認定、り災証明書交付等の担当部署を明らかにし被災者の支援体制の整備を図る。

第13項 土砂災害警戒区域の指定のあった場合の措置

- 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条の規定に基づき、次の事項を定める。

- (1) 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な、警戒区域体制に関する事項
 - (2) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- 2 町防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等恐れがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講じる。

第14項 浸水想定区域の指定のあった場合の措置

水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項を、町防災計画に定める。

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

本編第2編第7章第2節「学校その他防災上重要な施設の避難計画」を準用する。

第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

本編第2編第7章第3節「応急仮設住宅の建設及び住宅の提供」を準用する。

第10章 津波予防対策

第1節 津波予防

第1項 計画の方針

津波による災害を予防するため次の措置を行うものとする。

- 1 地震被害と同様に、津波被害に関する危険についての周知を図る。
- 2 沿岸における津波危険箇所の把握を行う。
- 3 津波注意報や津波警報が発令された際の、沿岸部の住民や海水浴客・釣り人等不特定多数への情報伝達を的確に行う警戒避難の計画(方法・経路等)を作成する。
- 4 津波警報等の情報伝達体制(防災行政無線(同報系)等)の整備。

第2項 津波危険に関する啓発

津波発生時における人命損失防止に高い効果を期待出来る方法としては、「住民が津波危険に対する豊かな高い知識を有する」ことが考えられる。

このため、次の事項について啓発を行うように努める。

- 1 津波危険予想区域の周知
- 2 津波危険への対処方法
啓発の方法としては、次に例示する各種手段・機会を活用して実施する。
 - (1) 学校などでの生徒・児童、職員、保護者を対象とした啓発
 - (2) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
 - (3) 津波危険地域の施設管理者や漁業集落等を対象とした説明会
 - (4) 町の広報誌や防災訓練

第3項 避難誘導體制の確立

- 1 避難誘導體制の確立
 - (1) 誘導責任者、協力者
誘導機関としては、警察、消防機関、町職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に、行政区毎の役員や消防団員等の責任者を定め、協力者を選ぶ。
 - (2) 避難指示者(町長、警察官、海上保安官)と誘導担当機関との連絡
指示者と誘導担当機関(者)は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る体制を構築する。
- 2 避難路・避難場所の整備
一刻を争う避難行動を円滑に行うには、避難路・避難場所の整備が不可欠であり、避難場所は、臨海部(住居)から直近の、小高い場所等をあらかじめ選定しておく。
また小高い丘等に最短時間でたどりつけるよう、崖地、急斜地施設等への階段取り付けなど緊急避難路整備について検討する。

3 津波にかかる表示板の設置

海浜利用者、観光客、港での作業者を含め、津波啓発の表示板、避難地及び避難路を示す表示板を港、海岸等に設置する。

4 住民がとる行動

地震発生時からの自主避難あるいは指示勧告等による避難地の行動について具体的に定める。

5 住民等への周知の方法

避難指示、勧告等を発した場合の住民、旅行者等の周知の方法について必要事項を定める。

6 津波防災教育、訓練

地域住民等に対して津波予報や津波対策等を正しく認識するよう啓発に努めるとともに、防災機関、地域住民等が一体となった実践的訓練(情報伝達、避難訓練)を指導する。

7 津波に関する一般的心得

(1) 住民、旅行者等(陸上に居る者)

ア 強い地震を感じたらすぐに海浜から離れ高い場所に避難する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

ウ 地震を感じなくても津波警報が発表された場合は、沿岸の危険な区域にいるものはすぐに避難する。また周辺に気付かない者がいたら呼び掛ける。

エ 津波注意報でも海水浴や磯釣りは行わない。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。

カ 弱い地震でも津波が来襲することがあるので、直ちに海岸から離れる。

(2) 船舶等

ア 強い地震を感じたときは、すぐに港外の水深の深い、広い海域へ避難する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、すぐに港外に避難する。

エ 港外に避難できない船舶は、繫留網の補強装置や陸上への引き上げと固く縛る等の方法により流出を防ぐ。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。

8 津波情報に関する伝達文

例1 北浦の沿岸に津波警報が出されました。〇〇地区の人は火の始末をして、高台に避難して下さい。またラジオからの情報に注意してください。

例2 〇〇地区に避難勧告が出されました。〇〇小学校に避難してください。

避難には、絶対に車を使用しないようにしてください。持ち物は、食料や薬などの非常持出品だけにしてください。

例3 津波警報が発令されました。〇〇地区の皆さんは、消防団員などの誘導に従って、急いで高台や〇〇小学校に避難してください。

第11章 救助・救急、医療活動

本編第2編第8章「救助・救急、医療活動」を準用する。

第12章 火災予防対策

第1節 出火防止

第1項 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止は重要である。

地震が発生した場合には、火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。

また過熱防止装置の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置等の普及促進を図る。

第2項 電気器具からの出火防止

近年の地震災害による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては、一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物の周辺の散乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかつたと考えられる事例、観賞魚用ヒータが空気中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかつたと考えられる事例等従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具等の電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを住民に啓発することや感電ブレーカー等の普及促進を図っていく。

第3項 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により自然発火する恐れがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

第4項 その他の出火防止

1 電気関係

阪神・淡路大震災においては、復旧に伴う通電により、スパークやショートなどを原因とした火災が多く発生したことから、避難するときにブレーカーを切るといった出火防止のための防災知識の普及啓発を推進する。

2 危険物施設

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第2節 初期消火

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、住民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。

- 1 震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。
- 2 震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

第3節 消防力の強化

大規模地震の発生に対応出来る消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図る。

第1項 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたす恐れがあることから今後、耐震性貯水槽、防火水槽の整備、河川水、海水、農業用水等を活用した自然水利の開発、プール、ダム、ため池等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進していく。

第2項 消防資機材の整備

1 消防本部・消防署

通常火災に対応する資機材は整備してきているが、今後、地震火災に有効な消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご付きポンプ車、小型動力ポンプ付き水槽車、電源車等の整備を推進していく。

2 消防団

火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進していく。

3 自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

第3項 消防相互応援態勢の整備

事業所等との間の応援協定の締結

第13章 災害時要援護者対策

本編第2編第9章「災害時要援護者対策」を準用する。

第14章 緊急輸送活動

本編第2編第10章「緊急輸送活動」を準用する。

第15章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

本編第2編第11章「災害救助物資の確保、災害対策基金計画」を準用する。

第16章 ボランティア活動の環境整備

本編第2編第12章「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第17章 施設、設備等の応急復旧体制

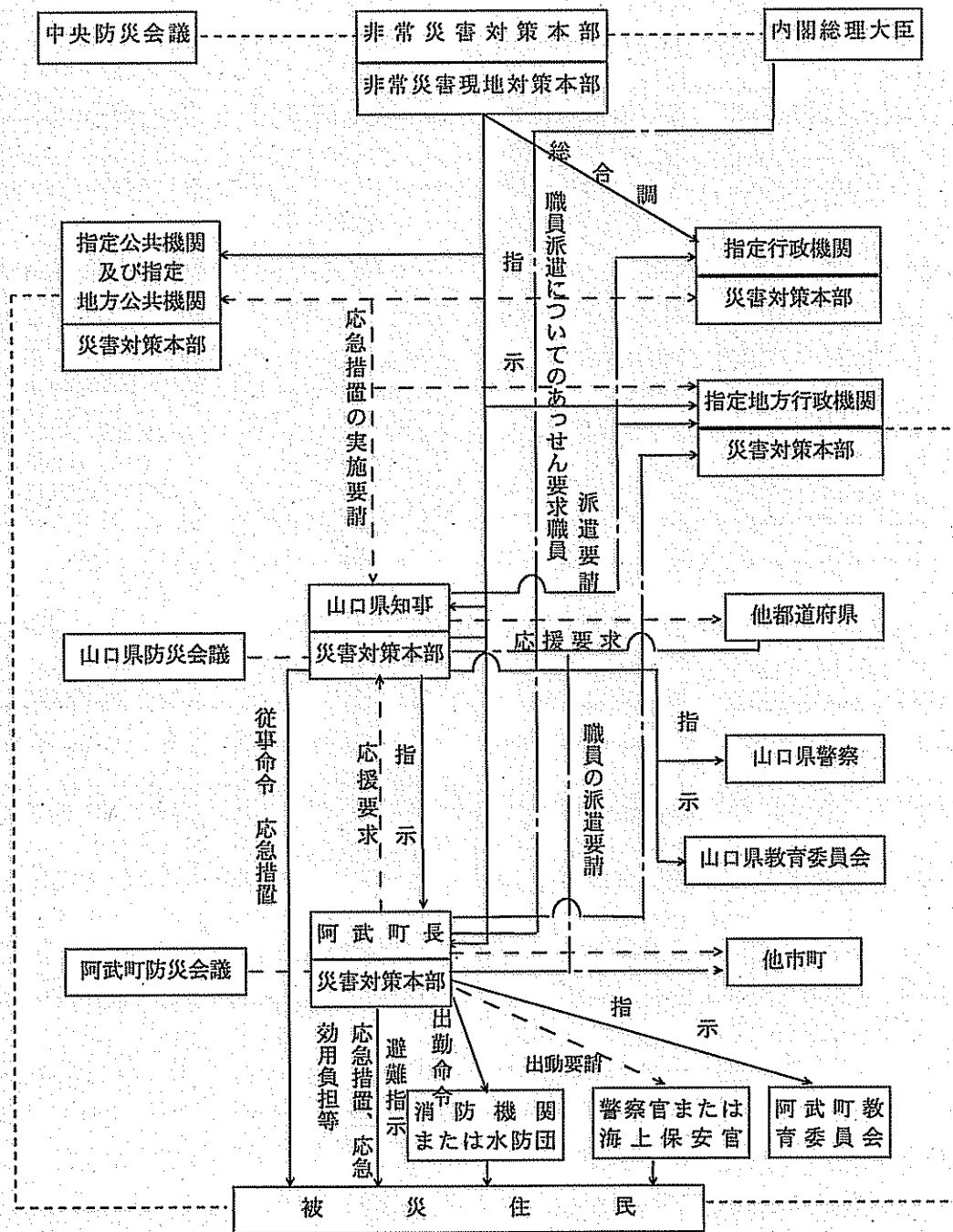
本編第2編第13章「施設、設備等の応急復旧体制」を準用する。

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

第1節 町の活動体制

町長は、町の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合、法令及び本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する。



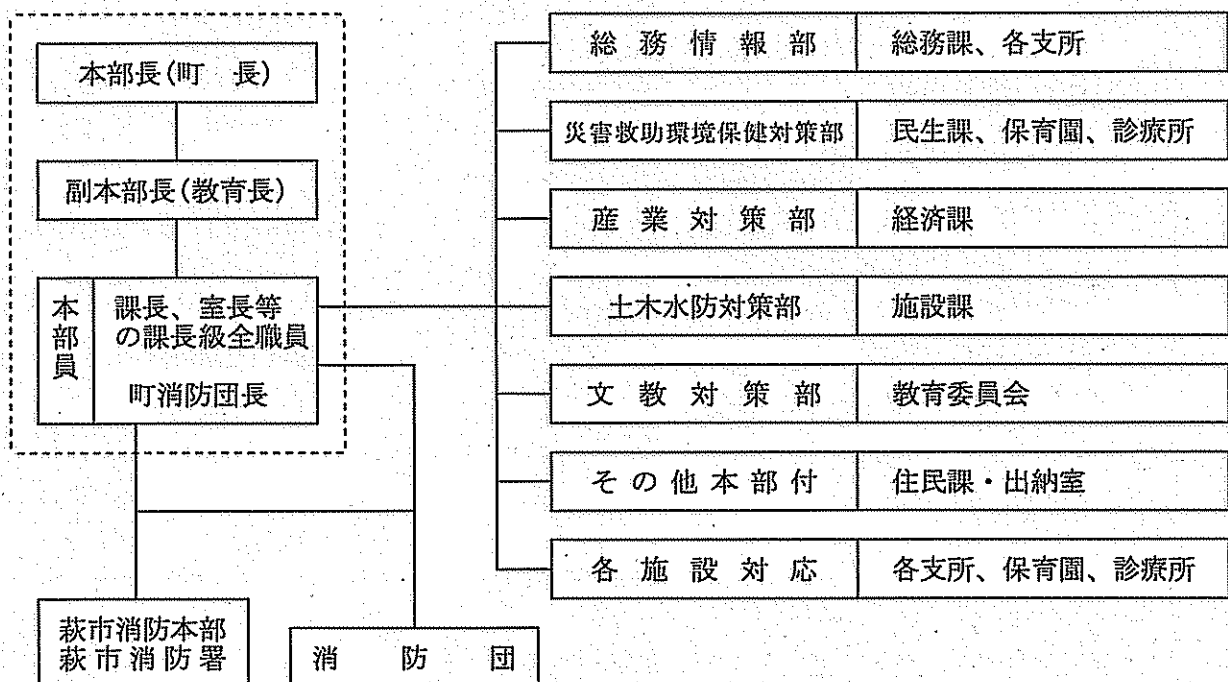
第1項 災害対策本部の設置

町長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、阿武町災害対策本部(以下「町本部」という。)を設置し、災害応急対策を実施する。

1 災害対策本部の設置基準

- (1) 町の地域内に震度6以上の地震が発生した場合。
- (2) 町の地域内で震度5以上の地震が発生し、大規模な災害が発生する恐れがある場合。
- (3) 福岡管区気象台が、「山口県日本海沿岸」に津波警報(大津波)を発表した場合。
- (4) 前記(1)、(2)、(3)以外で、地震、津波により広域的に相当規模の災害が発生し、組織の全力を挙げて応対策に取り組む必要がある場合。

2 町本部の組織図



3 災害対策本部の廃止基準

町長は、町内に災害が発生する恐れが解消したと認めるときまたは災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、町本部を廃止する。

4 町本部の設置場所

町本部の設置場所は、「阿武町役場会議室」とする。

5 町本部の設置(廃止)の通知等

町本部総務部長(総務課長)は、町本部が設置(廃止)されたときは、直ちにその旨を下記の機関等に通知及び公表するものとする。

- ・山口県知事(県災害対策本部(防災危機管理課))
- ・山口県萩県民局(県災害対策地方本部(防災危機管理課からの指示を受け設置))
- ・重要な防災関係機関(阿武町防災会議関係機関、隣接市町長等)
- ・報道機関
- ・町民、観光客等

第2項 町本部の運営

1 本部員会議

本部長(町長)は、町の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (3) 救助法適用申請に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (5) 県への応援または応急措置の実施要請に関すること。
- (6) 指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他の市町に対する応援要請に関すること。
- (7) 災害対策に要する経費に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

2 本部長等の職務

- (1) 本部長(町長)
本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長(教育長)
本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 本部員(本部を構成する部の部長)
本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

3 現地災害対策本部

当該災害規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると本部長が判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

- (1) 現地本部長
ア 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。
イ 現地本部長は、本部長の命を受け現地の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 現地本部の組織等
現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。

4 指揮命令系統の確立

- (1) 本部の指揮は、本部長(町長)不在の場合は副本部長(教育長)、本部長及び副本部長ともに不在の場合は、総務情報部長(総務課長)が指揮をとる。
- (2) 各対策部は、各対策部の課長以下、職責順位により指揮をとる。

5 国・県の現地対策本部との連携体制

国・県が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するため、必要な措置を講じる。

第3項 休日・夜間発災時の本部機能の確保

災害発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右する。

このため、夜間、休日を含め勤務時間外における本部機能確保を目的として、あらかじめ指定した職員をもって編成し、初期における活動体制の確保を図る。

1 緊急初動対策班

- (1) 配備箇所にて30分以内(徒歩、自転車及びバイク)に出動出来る者で、所属長よりあらかじめ指名された職員をもって編成する。
- (2) 職員は発災後直ちに登庁し、あらかじめ定められた職務を遂行、本部機能の確保に努める。

2 配備体制の確保

初動要員及び各対策本部員等に携帯電話を所持させ、初動時の配備体制の確保に努める。

3 24時間体制の確保

複雑多様化する災害、管轄面積の増大や災害時要援護者の増加を考慮すると、今後防災対策に係る情報システム等の導入整備の検討を進める中で、宿日直を含めた職員の24時間配備体制、防災担当職員の交代勤務、仮眠室等の整備についても検討を進める。

第4項 動員配備計画

1 配備体制

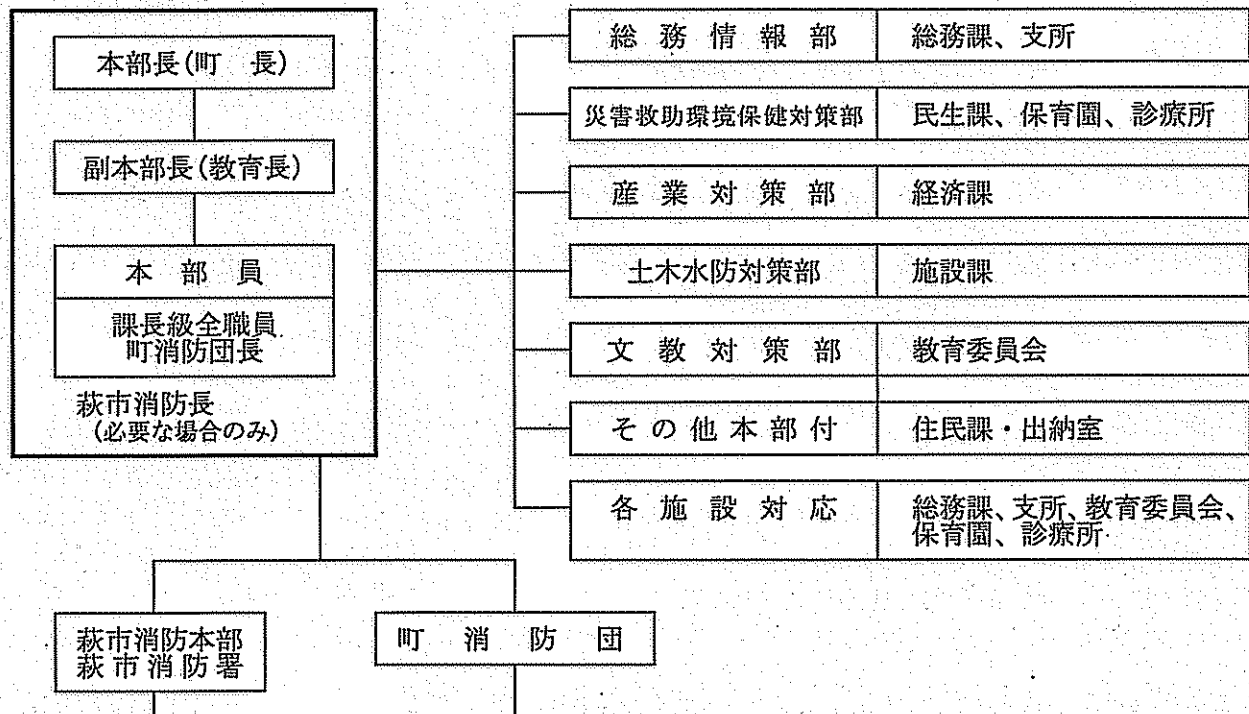
(1) 警戒配備体制(いずれも下記の基準を満たしかつ町長が必要と認めた場合のみ)

		警戒配備体制			
		事前警戒	第1警戒	第2警戒	第3警戒
本庁		勤務時間内 総務課(一部) 勤務時間外 宿日直等 状況により防災当番	勤務時間内 総務課(一部) 施設課(一部) 勤務時間外 宿日直等 状況により防災当番	総務課(防災当番) 状況により下記を追加 総務課(一部) 施設課(一部) 経済課(一部)	左記に下記を追加 総務課(全員) 施設課(全員) 経済課(全員) 民生課(一部) 教育委員会(一部)
各支所		勤務時間内 支所長 勤務時間外 宿日直等 状況により支所長	勤務時間内 支所長 勤務時間外 宿日直等 状況により支所長	勤務時間内 支所長 勤務時間外 宿日直等 状況により支所長	支所職員(全員) 当該地区職員(一部)
配 備 基 準	気象	①本町に大雨・洪水の各注意報の一つ以上が発表されたとき ②台風や前線等が接近し気象情報収集が必要なとき ③上記にかかわらず必要と認められるとき	①事前警戒態勢設置後、次の降雨があったとき ・1時間雨量-10mm ・24時間雨量-70mm ・前日からの累積雨量が100mmを超えたとき ②注意報・警報の有無によらず日本海に水防警報(待機または準備)が発表されたとき ③上記にかかわらず必要と認められるとき	①本町に大雨、洪水、高潮の各警報の一つ以上が発表されたとき 暴風、波浪、大雪等のその他の警報等は状況により判断する ②日本海沿岸に水防警報(出動)が発表されるとき ③警報、注意報の発表によらず次の降雨等があったとき ・1時間-30mm超過 ・3時間-50mm超過 ・24時間-100mm超過 ・降雪-20cm超過 ④上記にかかわらず必要と認められるとき	①第2警戒配備後公共施設等への自主避難があったとき ②避難準備情報、避難勧告または避難指示を発令したとき ③上記にかかわらず必要と認められるとき
	地震		震度3/総務課(一部)	震度4/総務課(一部)	
	津波等		津波注意報/総務課(一部)	津波警報/総務課(一部)	
	火災等		林野火災/総務課(一部) その他は状況による	建物火災/総務課(全員)+登庁可能な職員 その他は状況により招集	

(2) 災害対策本部体制(いずれも下記の基準を満たしかつ町長が必要と認めた場合のみ)

	災害対策本部			災害復旧本部
	第1非常	第2非常	緊急非常	災害復旧本部
本庁	第3警戒配備体制に加えて係長以上職員	全職員(窓口業務等に重大な影響がある者を除く)	全職員	全職員(窓口業務等に重大な影響がある者を除く)
各支所	全職員 当該地区職員(一部)	全職員 当該地区職員(一部)	全職員 当該地区職員(一部)	全職員 当該地区職員(一部)
配備基準	気象 ①本町に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、波浪または大雪の各警報のいずれかが発表され、町内に相当規模の災害が発生または発生のおそれがあるとき ②日本海に水防警報(指示)が発表されたとき ④上記にかかわらず必要と認められるとき	第1非常態勢の設置後、町内全域に災害が発生しまたは発生のおそれがあり町長が必要と認めたとき	町内全域にわたる災害が発生し、または局地的災害であっても被害が特に甚大であるときで、町的全組織を挙げて災害対応が必要なとき	町内全域にわたる災害が発生し、または局地的災害であっても被害が特に甚大であるときで町的全組織を挙げて災害対応が必要なとき
	地震	震度5	震度6	震度7
	津波等	津波警報		
	火災等	広範囲な類焼を伴う建物火災、大規模な林野火災		

(3) 災害対策本部組織図



2 職員の参集基準

(1) 第1・第2警戒体制については、あらかじめ所属長が指名した職員をもって、配備に当たる。

- (2) 大規模な災害等が発生した場合は、当該災害の対策主管課及び、関係課をもって、第2警戒体制に入るものとする。なお災害対策本部が設置された場合には、全職員による体制となるが、連続した活動が72時間を超える場合は交代要員を確保し、過労による二次災害を防止するよう努める。
- (3) 交通途絶等のため参集することができない場合には、所属長にその旨を連絡するとともに、あらかじめ定められた場所に参集する。
- (4) 30分以内で出勤可能な職員のうちから、あらかじめ所属長または総務課長から指名された職員をもって「緊急初動対策班」を編成する。
- (5) 交通途絶等のため本庁に参集することができない職員は、在住地の支所に参集する。

3 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

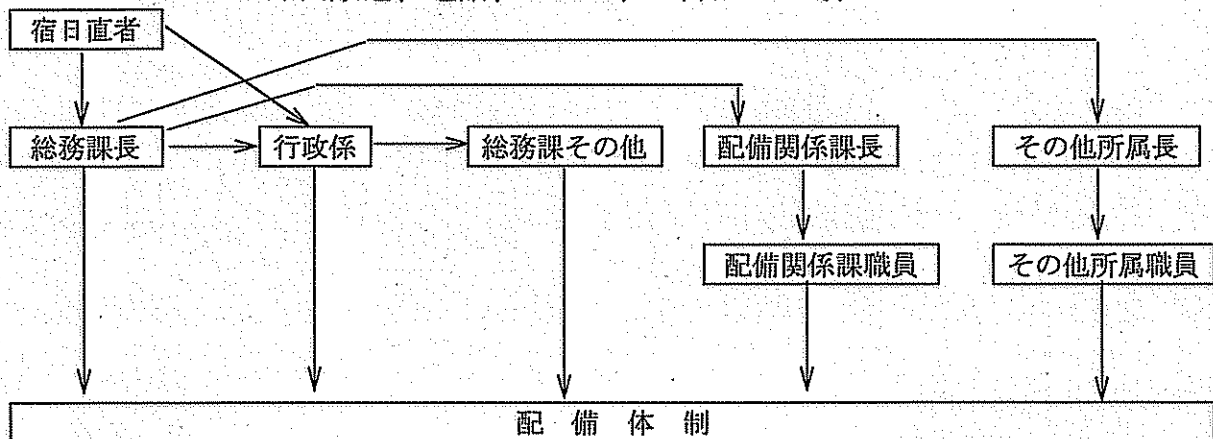
- ア 災害対策本部設置時の部長に充てられる者は、それぞれの部の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- イ 各所属長は、発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- ウ 総務課長は、防災業務経験者及び特殊技能保有者を、特命により緊急初動要員に登録しておく。

(2) 動員系統図

ア 勤務時間内(庁内放送、電話、FAX、一斉メール等)



イ 勤務時間外(庁内放送、電話、FAX、一斉メール等)



4 動員の方法

- (1) 勤務時間内にあつては、庁内放送、防災行政無線、電話、電子メールで行う。
- (2) 勤務時間外
 - 第1・第2警戒体制では、配備当番に対して非常連絡網による電話及び電子メール等を使用して呼び出しを行う。
- (3) 非常参集
 - 災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、本庁及び各支所のいずれか近い場所に参集し、指示に従うものとする。

5 緊急初動対策要員の動員配備

緊急初動対策要員として指定された職員は、第3警戒体制または災害対策本部体制がとられた場合は直ちに、本庁に参集し、あらかじめ定められた計画に従って業務(情報収集、町災害対策本部の設置準備等)に従事する。

6 配備職員の非常参集等の心得

- (1) 配備職員は、休日・勤務時間外に災害が発生または発生の恐れがあることを知ったときは(連絡を受けた場合またはラジオ、テレビ等で知ったときを含む。)、以後の推移に留意するとともに、進んで各方面と連絡をとり、作業服、タオル、着替え、筆記用具、懐中電灯、ラジオ、携帯電話、食料など必要な装備を携行し、所定の場所につかなければならない。
- (2) 配備職員は、交通機関が途絶した場合であっても、自動車は使用せず徒歩、自転車、バイク等を使用して情報(火災発生、家屋倒壊、道路損傷、避難状況)収集を実施しながら参集するものとする。
- (3) 配備職員は、配備につく前に、自分自身、家族、近隣住民の安全を確保し、災害が発生している場合は、初期消火や倒壊家屋からの救出など二次災害の防止に努める。
- (4) 配備職員は、災害時に自宅に不在となることから、平素から家族と災害対策を十分に話し合い、常に家屋の補修を行うものとする。

7 初動体制

① 参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
② 人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後あらかじめ指定された配備箇所に参集する。
③ 参集	(1) 全職員が自発的に本庁舎(災害対策本部)に参集する。 (2) 災害その他により、町庁舎(災害対策本部)に参集出来ない職員は、最寄の本町機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するように努める。
④ 被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。但し収集する情報(火災発生、家屋倒壊、道路損傷、避難状況)については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておくほか、避難場所における避難者の状況を必ず確認し、参集するものとする。
⑤ 被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各課長等に報告する。 (2) 各課長等(または次席者)は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
⑥ 緊急対策班の編成	先着した職員より緊急初動対策班を編成し、順次必要な業務(*)に当たる。
⑦ 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、当該職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

(*)初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- ① 被害状況調査
- ② 災害等情報調査
- ③ 関係機関等への情報伝達
- ④ ライフライン状況調査

- ⑤ 町災害対策本部の設置
- ⑥ 防災用資機材の調達・手配
- ⑦ 広報車、防災行政無線、CATV、防災メール等による住民への情報伝達
- ⑧ 支援物資調達準備計画の策定
- ⑨ 安全な避難場所への誘導
- ⑩ 避難所の開設
- ⑪ 消防広域応援要請、自衛隊災害派遣要請の検討

(注) 休日・夜間発災時は、職員自身の被災、道路や通信施設の損傷等により本部体制の確立に時間を要し、100%の人員確保は困難である。特に大規模震災時においては、1時間以内の参集率を20%、6時間以内の参集率を50%と仮定した活動計画を作成する。

8 災害応急の費用負担

災害救助法の適用により費用の基準のある救助、その他規則で定めのある救助及び公共のために実施した災害応急を除き、町が実施した救助経費の受益者負担はその都度、町長が定めるものとする。

第5項 班の編成及び所掌事務

災害対策本部	担当課	所 掌 事 務
総務情報部	総務課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の総括に関する事 ・本部員会議に関する事 ・各部及び防災関係機関の災害対策に関する連絡調整に関する事 ・職員の動員及び派遣並びに派遣申請に関する事 ・職員の安否確認に関する事 ・公務災害補償に関する事 ・国・県等からの災害視察者の対応に関する事 ・気象情報の収集と伝達に関する事 ・緊急情報の収集と伝達に関する事 ・各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事 ・防災行政無線に関する事 ・自衛隊の災害派遣要請及び海上保安部に対する出動要請に関する事 ・県等に対する災害報告に関する事 ・水防警報情報の伝達に関する事 ・支所との連絡に関する事 ・家屋等のり災証明に関する事 ・災害対策に関する事務で他の部に属さない事項 ・来庁者の避難誘導、保護安全対策に関する事 ・災害対策に必要な財政措置に関する事 ・災害活動用の臨時電話等の架設に関する事 ・災害時における庁用自動車の管理及び配車計画に関する事 ・輸送機関との連絡及び緊急車両の借り上げに関する事 ・町有財産の災害対策並びに被害調査の取りまとめに関する事 ・住民への避難の周知に関する事 ・災害情報及び災害対策の発表に関する事 ・災害広報に関する事(同報系防災行政無線等による広報を含む) ・報道機関との連絡調整に関する事 ・災害時の広聴に関する事

災害対策本部	担当課	所 掌 事 務
総務情報部	総務課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・関係工事業者等への協力要請に関する事 ・当該課の災害対策関連事務の処理に関する事 ・各部の応援協力に関する事 ・災害対策本部の情報システム設備に関する事 ・ホームページによる災害情報の広報支援に関する事 ・庁内のシステム設備の被害状況調査及び復旧に関する事 ・応急救助に要する経費その他金品の出納に関する事 ・食料、飲料水、医薬品等を除く必要物資の調達に関する事
	各支所	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の災害情報の収集及び応急対応に関する事 ・管内の公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事
本部付	住民課 出納室	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部の行う情報収集の協力に関する事 ・避難所、災害現場等と本部との連絡調整に関する事 ・家屋等の被害状況調査に関する事 ・町税等の減免、徴収猶予等の措置に関する事 ・一般り災関係の被害状況の調査及び取りまとめに関する事
災害救助環境保健対策部	民生課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における防疫及び被災地の環境衛生に関する事 ・衛生関係施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ・公害の防止対策に関する事 ・遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関する事 ・その他応急衛生対策に関する事 ・被災者の健康管理、保健相談に関する事 ・災害時における医療に関する事 ・遺体の処理に関する事 ・災害時における医療、助産に関する事 ・医療機関、環境保健所等関係機関との連絡調整に関する事 ・医薬品、衛生材料の確保、配分に関する事 ・応急救助に関する総括及び外部機関との連絡等に関する事 ・災害救助法による災害救助に関する事 ・災害対策用物資(災害救助用支援物資を含む)の調達、配布に関する事 ・義援金品の受付、配分に関する事 ・社会、児童福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ・避難所の設置及び運用に関する事 ・ボランティアの活動支援に関する事 ・被災地の民生安定に関する事 ・災害用主食の調達、配給及び副食の調達確保に関する事 ・り災者の収容並びに行方不明者及び死体の捜索、収容、埋葬に関する事 ・園児の安全確保、施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ・入所者の安全確保、施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事
産業対策部	経済課	<ul style="list-style-type: none"> ・農林地施設の災害対策に関する事 ・農林地施設の被害状況調査に関する事 ・災害時における食糧の確保に関する事 ・災害時における種子、種苗の確保及び供給に関する事 ・災害時における家畜の管理、防疫及び飼料の確保に関する事

災害対策本部	担当課	所 掌 事 務
産業対策部	経 済 課	<ul style="list-style-type: none"> ・り災農林業者に対する金融相談に関する事 ・その他応急農林対策に関する事 ・り災商工業者(電気、運輸、通信含む)の被害状況調査に関する事 ・り災商工業者に対する金融相談に関する事 ・その他応急商工業対策に関する事 ・観光施設の保全及び応急復旧に関する事 ・観光施設の被害状況調査に関する事 ・旅行者(遊泳者を含む)の避難誘導、保護安全対策に関する事 ・水産関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事
土木水防対策部	施 設 課	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業用施設の災害対策に関する事 ・農林業用施設の被害状況調査に関する事 ・農林業用施設の水防及び復旧に関する事 ・農業用樋門、溜池の管理に関する事 ・漁港関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ・災害対策用船舶の確保に関する事 ・土木関係の被害状況調査に関する事 ・災害時における道路、河川、橋梁、堤とう及び港湾の警戒並びに応急復旧対策に関する事 ・災害時における建設業者に対する連絡等に関する事 ・町管理道路の交通規制に関する事 ・緊急輸送道路の障害物の除去に関する事 ・各道路管理者との連絡調整に関する事 ・仮設道路の建設、障害物除去に関する事 ・水防緊急対策及び技術指導に関する事 ・土砂災害防止対策及び技術指導に関する事 ・災害応急対策時における人員、物資及び資材等の輸送に関する事 ・その他応急土木対策に関する事 ・町営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ・応急仮設住宅の建設に関する事 ・被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事 ・り災者に対する飲料水の供給その他応急給水に関する事 ・水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ・水道工事業者等への協力要請に関する事 ・集落排水処理施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事
文教対策部	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ・文教施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ・文教関係の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ・学校関係避難施設の供与及び管理に関する事 ・児童生徒の避難措置と災害救助に関する事 ・応急食糧の非常炊き出しに関する事 ・り災児童生徒に対する学用品の供与等に関する事 ・り災児童生徒に対する医療防疫及び給食に関する事 ・災害対策のための教職員確保に関する事 ・応急教育に関する事 ・応援機関、団体の宿泊に関する事 ・応援機関、団体との連絡調整に関する事

災害対策本部	担当課	所掌事務
常備消防	萩市消防本部 萩市消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警備体制に関すること ・水防資材に関すること ・災害情報に関すること ・気象警報及び情報伝達に関すること ・災害現場における救助及び救急活動に関すること ・被害の発生のおそれのある箇所の警戒及び応急措置に関すること ・災害時における火災予防対策に関すること ・警戒区域の設定及び避難等の応急措置に関すること ・危険物等の保安措置に関すること ・災害の調査に関すること ・消防相互応援に関すること ・り災証明(火災)発行に関すること
非常備消防	町消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動に関すること ・水防にかかる監視、警戒及び水防活動に関すること ・避難対策(避難勧告等の伝達、誘導等)に関すること ・その他本部長が指示する災害応急措置に関すること

第6項 長期活動体制の確立

本部長(町長)は、災害対応が72時間を超えると判断したときは、職員のローテーションの作成を各部に指示し、職員の健康管理に十分留意し、職務内容を考慮して各部長が決めることとする。

但し全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう町職員のローテーションを考慮する。

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

本編第3編第1章第2節「指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制」を準用する。

第3節 支援活動体制

本編第3編第1章第3節「支援活動体制」を準用する。

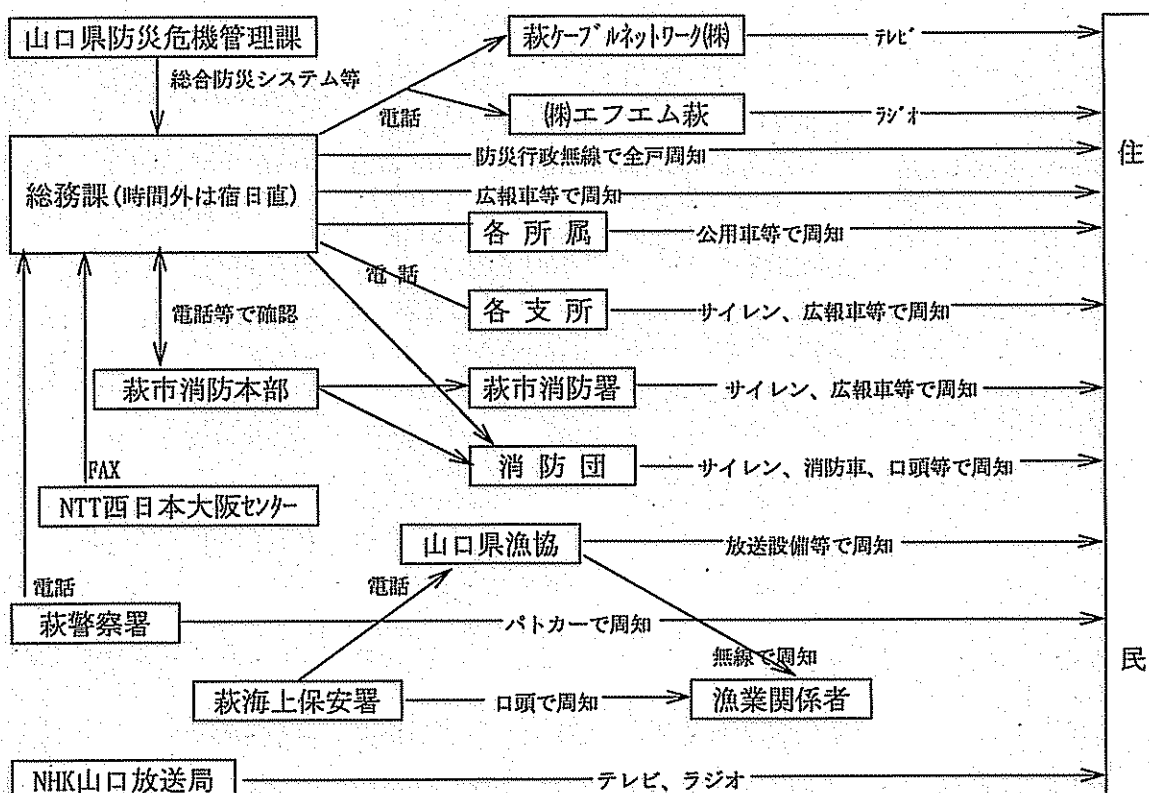
第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第1項 津波予報及び地震、津波情報に係る伝達【気象台・県・警察・町・防災関係機関】

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

1 町における伝達系統図



第2項 関係機関による措置事項

関係機関	措置内容																									
気象台 (緊急地震速報 については気 象庁本庁)	<p>1 津波警報・注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等の実施並びに地震・津波に関する情報の作成及び発表</p> <p>ア 津波警報・注意報 津波による災害の恐れがあると予想したときに発表する。</p> <p>イ 地震・津波に関する情報 震度3以上を観測したときまたは津波警報等を発令したとき、その他の地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるときに発表する。</p> <p>(2) 津波警報等及び地震・津波に関する情報の種類</p> <p>ア 津波警報 担当する津波予報区において、津波による重大な災害の恐れがあると予想される ときに発表する。</p> <p>イ 津波注意報 担当する津波予報区において、津波による災害の恐れがあると予想されるときに 発表する。</p> <table border="1" data-bbox="386 779 1441 1279"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>解説</th> <th>発表される津波の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>大津波 予想される津波の高さが高い ところで3m以上である場合</td> <td>高いところで3m程度以上の 津波が予想されますので、 厳重に警戒して下さい。</td> <td>3m、4m、 6m、8m 10m以上</td> </tr> <tr> <td>津波 予想される津波の高さが高い ところで1m以上3m未満であ る場合</td> <td>高いところで2m程度の津波 が予想されますので、警戒 して下さい。</td> <td>1m、2m</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高い ところで0.2m以上1m未満であ る場合であって、津波による 災害の恐れがある場合</td> <td>高いところで0.5m程度の津 波が予想されますので、注 意して下さい。</td> <td>0.5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるそ潮位とその 時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇 した高さをいう。</p> <p>ウ 津波予報 津波による災害の恐れがないと予想されるとき発表する。</p> <table border="1" data-bbox="386 1476 1441 1984"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予 想されたとき (津波に関するその他の 情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害 の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を 発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面 変動が継続するとき (津波に関するその他の 情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継 続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣 り、海水浴などに際しては十分な留意が必要であ る旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	津波警報	大津波 予想される津波の高さが高い ところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の 津波が予想されますので、 厳重に警戒して下さい。	3m、4m、 6m、8m 10m以上	津波 予想される津波の高さが高い ところで1m以上3m未満であ る場合	高いところで2m程度の津波 が予想されますので、警戒 して下さい。	1m、2m	津波注意報	予想される津波の高さが高い ところで0.2m以上1m未満であ る場合であって、津波による 災害の恐れがある場合	高いところで0.5m程度の津 波が予想されますので、注 意して下さい。	0.5m		発表基準	内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予 想されたとき (津波に関するその他の 情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害 の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を 発表	津波注意報解除後も海面 変動が継続するとき (津波に関するその他の 情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継 続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣 り、海水浴などに際しては十分な留意が必要であ る旨を発表
種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ																							
津波警報	大津波 予想される津波の高さが高い ところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の 津波が予想されますので、 厳重に警戒して下さい。	3m、4m、 6m、8m 10m以上																							
	津波 予想される津波の高さが高い ところで1m以上3m未満であ る場合	高いところで2m程度の津波 が予想されますので、警戒 して下さい。	1m、2m																							
津波注意報	予想される津波の高さが高い ところで0.2m以上1m未満であ る場合であって、津波による 災害の恐れがある場合	高いところで0.5m程度の津 波が予想されますので、注 意して下さい。	0.5m																							
	発表基準	内容																								
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																								
	0.2m未満の海面変動が予 想されたとき (津波に関するその他の 情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害 の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を 発表																								
	津波注意報解除後も海面 変動が継続するとき (津波に関するその他の 情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継 続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣 り、海水浴などに際しては十分な留意が必要であ る旨を発表																								

関係機関	措置内容		
気象台 (緊急地震速報 については気 象庁本庁)	エ 地震・津波に関する情報		
	地震 情報	情報の種類	発表内容
		震度速報	震度3以上を観測した地域名(全国を180に区分)と震度、地震の発生時刻を発表
		震源に関する情報	「津波の心配なし」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
		震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
		各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
		その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
		津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
		各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
		津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報		津波に関するその他の必要な事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表	
(3) 気象台からの伝達 第1項の気象台からの伝達系統図による。			
2 津波予報区の範囲			
予報区	沿岸市町		
山口県日本海沿岸	下関市、萩市、長門市、阿武町		
山口県瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、和歌		
3 緊急地震速報(警報)			
(1) 緊急地震速報の実施及び実施基準等			
気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こる恐れのある旨を警告して、緊急地震速報(警報)として発表する。また報道機関等の協力を得て周知に努める。			
(注) 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる予報(但し震源付近では予報が揺れに間に合わない場合がある)である。			

関係機関	措置内容
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報、注意報及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震、津波等の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに防災行政無線(地上系・衛星系)により町及び消防本部に通知する。 2 近地地震、津波等に係る情報の伝達 震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を直ちに、町に伝達する。 3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について町に対して伝達する。 4 関係機関等における津波予報の受信様式 町については、防災行政無線衛星系により情報伝達されるが、やむをえず地上系で伝達する場合は、音声での伝達となる。
警察本部 (警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報、注意報及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 警察本部は、気象台、中国管区警察局から津波警報・注意報及び重要な地震・通報を受けたら、直ちに、町、消防本部に通知する。 2 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したときまたは住民からの通報を受けたときは、速やかに町に通報する。
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報、注意報及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震、津波等の重要な注意報及び警報について、県、警察署(駐在所)、NTTから通報を受けたときまたは自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 2 近地地震、津波に対する自衛措置 第2編 災害予防計画編 第10章「津波予防対策」及び第3編 災害応急対策計画編 第3章「応急津波対策計画」参照 3 異常現象の通報 災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者、またはその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、または自ら知ったときは直ちに、県(防災危機管理課)、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。
消防本部 (萩市消防本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報、注意報及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震、津波等の重要な注意報及び警報について、県、警察署、関係機関から通報を受けたときは、直ちに、消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。 2 近地地震津波に対する情報の伝達 強い地震(震度4以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震津波の発生を考え、直ちに、沿岸住民等に対して注意の呼掛け、避難誘導活動等の措置をとる。 3 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集、または入手したときは、これを町関係部局、県(防災危機管理課または守衛室)及び関係機関に通報するとともに住民に周知する。
海上保安部 (萩海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報、注意報及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震、津波等の重要な注意報及び警報等について、管区気象台等から通報を受けたときは、 (1) 口頭により、航行船舶及び操業漁船に周知し注意喚起する。 (2) 巡視船艇により、港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。
その他防災 関係機関	<p>気象台、県、警察、町、海上保安署等から通報を受けた津波注意報、警報等の重要な情報については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。</p>

第2節 災害情報収集・伝達計画

本編第3編第2章第2節「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第3節 通信運用計画

本編第3編第2章第3節「通信運用計画」を準用する。

第4節 災害時の放送

本編第3編第2章第4節「災害時の放送」を準用する。

第5節 広報計画

災害時における住民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時適切な情報の提供を行う必要がある。

町は、災害時の広報活動及び報道機関への発表について次のとおり必要な事項を定める。

第1項 広報活動【町(総務課)】

広報活動に当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努める。

また災害広報を円滑、迅速に実施するとともに、情報の輻輳、混乱を防止するため、あらかじめ広報責任者を定めておく。

1 広報の内容

広報内容は、おおむね、次の内容が考えられる。

(1) 発災直後

- ア 津波・余震に関する情報
- イ 災害発生状況
- ウ 避難の指示・勧告
- エ 地域住民がとるべき措置
- オ 避難所・医療救護所設置情報
- カ 避難路情報
- キ 交通規制状況(陸上・海上)
- ク 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
- ケ その他必要事項

(2) 応急対策着手後(順次実施)

- ア 道路情報
- イ 公共交通機関の状況
- ウ 給食・給水実施状況
- エ 医療・救護実施状況
- オ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況
- カ 生活必需品等供給状況
- キ 応急対策実施の状況
- ク 安否情報

- ケ 河川・港湾・橋梁等土木施設状況
- サ その他必要事項(災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等)
- コ 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項

(3) 発災直後情報

- ア 交通規制情報
- イ ライフライン情報
- ウ 安否情報
- エ 避難所情報
- オ 食料・生活物資の情報
- カ 復旧情報
- キ その他必要事項

2 広報担当部局

総務課企画広報係

第2項 災害時の広報活動

各防災機関は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施することとなる。

町が実施する広報活動に必要な事項は次のとおりである。

1 総務情報部の体制

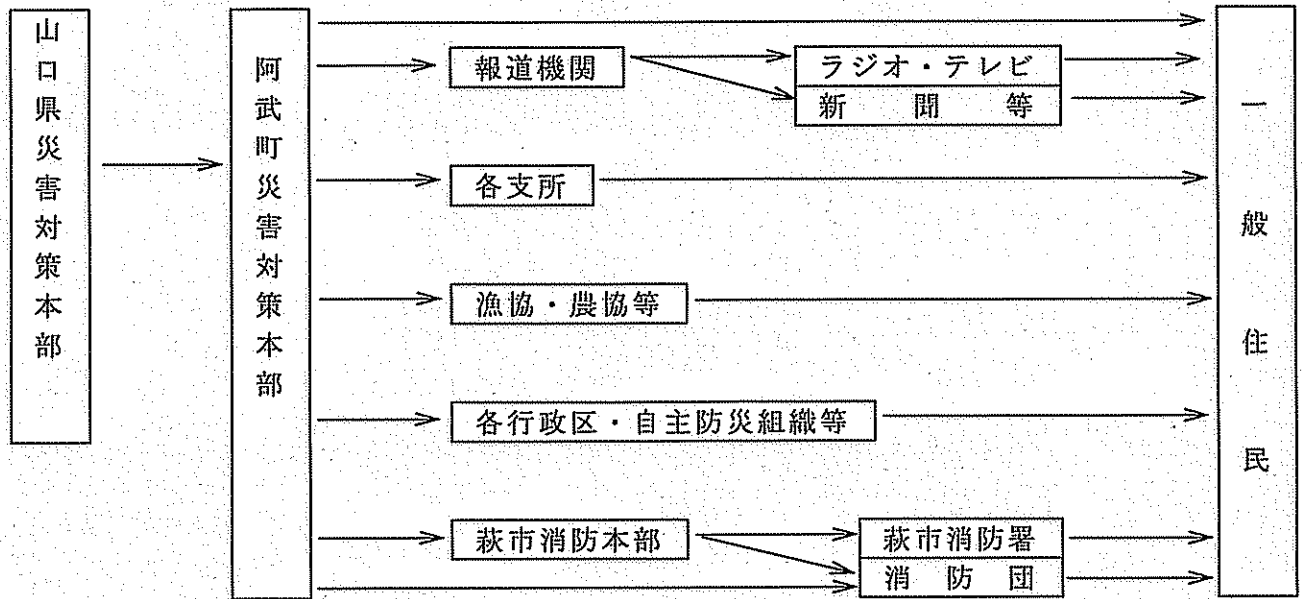
総務情報部は、単独でまたは他課の応援を受けて、必要な災害広報を実施する。

担当係名	対応する事項
総務課	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、町内外、国、県等の展示依頼に備えておく。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・ケーブルテレビ放送、コミュニティFM放送、防災行政無線等の活用に関する事。 (4) 情報の収集整理に関する事。 (5) 報道機関への情報資料の発表に関する事。 (6) 記者会見に関する事。 (7) 報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関する事。 (8) 被災地における災害関係の陳情、相談に関する事。 (9) 文書による災害関係の陳情、相談の受理、処理に関する事。

2 災害広報に関する連絡等

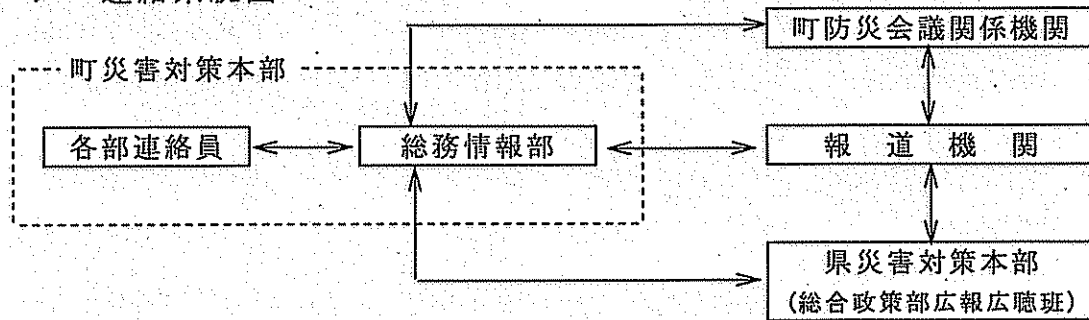
(1) 災害広報活動の流れ

町災対本部を中心とする災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



(2) 災害広報に関する連絡

ア 連絡系統図



イ 連絡手段

電話、FAX、電子メール、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

ウ 関係機関に対する連絡事項

機関の別	連絡の内容となる事項
町各対策部	(1) 災害広報資料の収集及び提供依頼に対する対応 (2) 住民に対する広報事項についての広報依頼に対する対応 (3) 被害状況及び応急対策の状況についての広報依頼に対する対応 (4) 災害全般の情報提供依頼に対する対応
県	(1) 各対策部の被害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめについての依頼 (2) 被害状況の取りまとめ及び資料の提供
報道機関	(1) 被害状況及び応急対策の状況の発表 (2) 住民への広報事項の周知についての協力依頼 (3) 情報提供についての依頼 (4) 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

前記第2項2(2)ア「連絡系統図」により処理する。この場合、現地住民、県、防災関係機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収集事項	収集の内容	収集対象機関
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 住民の心構え及び対策	総務課
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生の経過	総務課・萩市消防本部 ・各対策部・対策実施 関係機関
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過	民生課・萩市消防本部 ・各支所・教育委員会 ・警察署
4 消防団・警察・自衛隊・消防等の出勤状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関または出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等 (5) 経過	総務課・警察署・自衛 隊・施設課・萩市消防 本部
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果	各対策部・総務課・萩 市消防本部・対策実施 関係機関・警察署
6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時間 (4) 実施理由、経過、効果	各対策部・総務課・萩 市消防本部・対策実施 関係機関・警察署・報 道機関
7 美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先	同 上

(3) 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施する。

対象	事項	実施主体	手段	備考
住民に対する広報	(1) 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意 (2) 被害状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項	気象台 県、町 関係機関	(1) 防災行政無線による周知 (2) 防災メールによる周知 (3) FM放送の活用 (4) ケーブルテレビ放送・一斉告知放送の活用 (5) 漁協放送設備等の活用 (6) 組織を利用しての口伝 (7) 報道機関へ依頼 (8) 広報車による巡回 (9) ホームページによる周知 (10) アマチュア無線への依頼 (11) チラシ等による周知 (12) 広報誌への掲載	(1) 必要に応じ民間広報車の借上を行う (2) 自治会組織を活用する
県外に対する広報	(1) 災害全般の情報 (2) 応急対策活動支援要請	県	(1) 報道機関へ依頼 (2) 他県等への依頼	

(4) 報道機関に対する発表

- ア 発表者
原則として、総務情報部が発表する。
- イ 発表場所、時間
総務情報部が関係者と協議して決める。

第3章 応急津波対策計画

歴史的に見て、山口県下で大きな津波災害の被害はないが、津波が発生すると人命損失の危険が生じるため、これを防止する対策を行うとともに、津波注意報、警報に対する情報伝達体制を整備し、津波災害への対応について万全を期するものとする。

第1節 津波災害対策(職員の体制)

第1項 配備体制

職員参集基準の明確化を図るため、配備課、参集者について次のように定める。

配備基準	配備体制	体制の概要	配備課	職員参集基準
山口県日本海沿岸に津波注意報が発表された場合	第1警戒体制	海面監視、関係機関等からの気象・水象現象等の情報収集活動体制	災害予防計画編参照	あらかじめ所属長が指定した職員
山口県日本海沿岸に津波警報(津波)が発表された場合	第2警戒体制	津波による災害の発生が予想されることから、住民への避難広報・誘導、災害の拡大防止に必要な準備の開始、及び発災後における災害情報、災害応急対策に必要な諸準備に取り組む体制	災害予防計画編参照	〃
山口県日本海沿岸に津波警報(大津波)が発表された場合	第4非常体制	大規模な災害が発生し、または災害が予想される場合で、町の全力を上げて災害対策に取り組む体制	全課	全職員

第2項 職員の参集基準

- 1 第1・2警戒体制については、輪番によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。
- 2 緊急非常体制については、30分以内(徒歩、自転車及びバイク)で出勤可能な職員の自主参集をもって配備に当たる。
- 3 交通途絶等のため所定の課に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに、本庁及び各支所のうち最寄りの場所に参集するものとする。
- 4 30分以内で出勤可能な職員のうちから、あらかじめ所属長から指名された職員をもって「緊急初動対策班」を編成する。

第3項 職員の動員体制

1 動員体制の確立

- (1) 災害対策本部設置時の部長に充てられる者は、それぞれの部の動員計画を策定し、職員に周知しておく。
- (2) 各所属長は、発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内にあつては、庁内放送、防災行政無線、電話で行う。

(2) 勤務時間外

第1・第2警戒体制では、配備当番に対して非常連絡網による電話、防災行政無線、電子メールで呼び出しを行う。

(3) 自主参集

町の地域内に大津波警報が発表された場合は、あらかじめ指名された職員は、配備連絡等を待たずに、直ちに所属課に参集するものとする。

3 緊急初動対策要員の動員配備

緊急初動対策要員として指定された職員は、緊急非常体制(大津波警報)がの場合は直ちに、本庁に参集し、あらかじめ定められた計画に従って業務(情報収集等)に従事する。

第2節 津波予報及び津波情報に係る伝達

津波による被害を軽減、防止するためには、津波予報等の情報を迅速的確に収集し、住民や海浜利用者、船舶等に素早く伝達する体制を確立することが大切である。

◎ 第2章第1節「災害情報計画」中の町における伝達系統図参照

第1項 津波予報及び津波情報の収集

1 津波予報の種類

津波予報の種類には、「津波注意報」及び「津波警報(津波)」「津波警報(大津波)」がある。

2 津波予警報に係る情報の収集

気象庁から町までの情報伝達ルートについては、県が整備した緊急情報衛星同報システムによって迅速な情報が得られるようになっている。

第2項 津波予警報及び津波情報の伝達

町及び各防災関係機関は、相互の連携のもとに、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

1 町における措置内容

(1) 津波予警報及び地震・津波情報の伝達

① 津波注意報及び警報について、県、警察署、NTTから通報を受けたときまたは自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに住民に周知する。

この場合、警察機関、消防団、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。

② 住民等への津波警報、避難勧告・指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施出来るよう平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。

また伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。

③ 漁港、船だまり、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、沿岸部の工事現場等多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報等発令時における避難誘導等への協力体制を確保しておくものとする。

(2) 近地地震、津波に対する自衛措置

① 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲する恐れがある。強い地震(震度4以上)を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて町長は、直ちに、次の措置を講じる。

ア 海浜、漁港等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう勧告または命令する。

イ 海浜、漁港等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

② 町に対する津波情報の伝達は、放送によるほうが早い場合があるので、地震感知後少なくとも当該地方の報道機関の放送を一定時間(1時間以内)聴衆する。

また責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。

なお報道機関からの津波警報が放送された場合は、町長は直ちに上記による措置をとるものとする。

③ 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない町長、及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった町長は、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じるものとする。

④ 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考に、上記アに掲げる措置を速やかに実施するものとする。

(3) 異常現象の通報

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者、またはその発見者から通報を受けた警察官、もしくは海上保安官から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに、県(防災危機管理課)、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。

① 通報を要する異常現象

異常潮位	天文潮(干潮)から著しく崩れ、異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等
その他地震に関するもの	群発地震、噴火現象

② 通報項目

ア 現象名 イ 発生場所 ウ 発見日時分 エ その他参考となる情報

(4) 一般的な災害原因に関する情報の通報

地震等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに住民に周知する措置を講じるとともに、区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者等に通報するものとする。

(5) 県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系により伝達されるが、止むを得ず地上系による場合は音声での伝達になる。

第3節 避難対策

第1項 避難の勧告、指示の基準

気象台から津波予報または地震・津波情報が発表され、避難を要すると判断されるときで、避難の勧告・指示の基準は、あらかじめ町長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関(警察署等)の協力を得て、町防災計画に定める。

一般的な例示としては、次の事態を挙げることが出来る。

- 1 余震、地震後の降雨等により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断されるとき。
- 2 建物、擁壁等の倒壊、または余震により、人的被害が発生する恐れがあるとき。
- 3 降雨により、河川が警戒水域を突破し、洪水による人的被害が発生する恐れがあるとき。
- 4 津波警報が発せられ、人的被害が生ずる恐れがあるとき。
- 5 近海地震で、緊急に避難を必要とするとき。
- 6 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずる恐れがあるとき。
- 7 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きいとき。
- 8 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、または予想され、人的被害が生ずる恐れがあるとき。
- 9 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が生ずるおそれがあるとき。
- 10 避難の勧告または指示の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。情報は、消防団、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に地域住民の積極的な協力を得て実施する。

第2項 避難の勧告、指示の伝達手段

避難の勧告、指示等を発令した場合の伝達手段等についてあらかじめ定めておく。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、町による対応だけでなく、警察、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

- 1 信号による伝達
サイレン等の利用
- 2 無線、電話及び民間放送等による伝達
防災行政無線(同報系)、電話
テレビ、ラジオ(協力依頼体制の確立も含む)
- 3 広報車、伝達員による直後伝達
通信途絶の場合を想定し、地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体制を準備しておく。

第3項 避難場所の設置及び対象人口

1 避難場所の設置

- (1) 一次避難場所(空き地……校庭、寺院の境内等)
- (2) 二次避難場所(避難生活場所となる施設……学校、集会所、体育館等)

2 避難予定施設の選定基準

- (1) 避難施設は、対象地区の全ての住民が収容出来るよう配慮すること。
- (2) 1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とすること。
- (3) 大規模な地割れ、崖くずれや浸水などの危険のないところとすること。
- (4) 火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとすること。

3 避難地の区分け

- (1) 避難地の区分けの境界線は、行政区等単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断として避難とならないよう配慮した区分けとする。
- (2) 各地区の歩行距離、危険危惧がなるべく均等となるよう配慮する。
- (3) 避難人口は、夜間人口とする。

4 避難予定場所となる施設管理者との事前協議

- (1) 避難予定場所の施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取り交わしておく必要がある。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を予定しておく。

第4項 避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する避難誘導(地域住民、消防団員等の協力による避難誘導)について考慮した内容に努めることとする。

1 避難誘導體制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防団、町職員、その他責任がある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

(2) 避難指示者(町長、警察官)と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関(者)は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

2 避難経路の選定

- (1) 避難経路を2箇所以上選定する。
- (2) 火災・爆発物等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (3) 住民の理解と協力を得て選定する。
- (4) 避難経路を要所ごとに表示するなど、非難場所及びその位置を日頃から住民に周知徹底する。

第5項 避難順位の一般基準

- 1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦(必要最小限の介助者を含む)
- 2 乳幼児、学童(必要最小限の保護者を含む)

- 3 女性
- 4 男性
- 5 防災従事者

第6項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、被災の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

- 1 携帯品として認められるもの
貴重品(現金、預金通帳、印鑑、有価証券)、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話
- 2 余裕がある場合
上記の他若干の食料品、日用品等

第7項 避難場所の運営管理

避難場所における活動を円滑に実施するために必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

- 1 管理運営体制の確立
管理責任者、連絡員(災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡)について、あらかじめ定めておくものとする。
- 2 避難者名簿
- 3 避難収容所の秩序保持
集団生活に最低限必要な規律等
- 4 災害情報等の伝達(生活情報、安否情報、応急対策実施情報等)
- 5 各種相談業務

第8項 避難場所開設に伴う被災者救護措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第9項 避難場所整備に関する事項

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備(換気、照明等)
- 2 避難場所として必要な施設・設備の整備(防火槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器等)

3 災害情報の入手に必要な機器の整備(テレビ、ラジオ等)

4 避難場所での備蓄

食料品、水、常備薬、炊き出し道具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資

第10項 避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

1 平常時における広報

(1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の作成及び配布

(2) 住民に対する巡回指導

2 災害時における広報

(1) 広報車及び防災行政無線による周知

(2) 避難誘導員による現地広報

(3) 自治会等を通じた広報

第4章 救助・救急、医療等活動計画

第1節 救助・救急計画

本編第3編第4章第1節「救助・救急計画」を準用する。

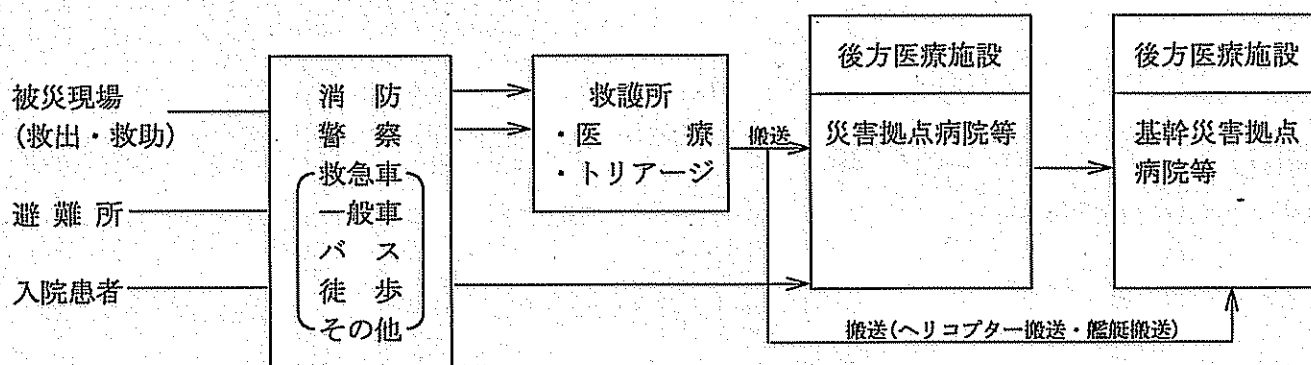
第2節 医療等活動計画

【町(民生課)・県】

大規模災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予想される。またこれらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、町民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため医療救護活動を実施する上で必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第1項 災害時における医療救護の流れ



※ 救医療圏災害拠点病院 …… 医誠会都志見病院、基幹災害拠点病院 山口県立総合医療センター

第2項 医療救護体制

災害時における医療救護は、一次的には町が実施し、県は、これを応援・補完することとしている。

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

ア 町は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実状把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て災害時の医療救護班を確保する。

イ 医療救護班の編成基準

(ア) 一班の編成

災害予防計画編 第8章「救助・救急、医療活動」第2節第1項の1を参照

(イ) 医療救護所の班編成

災害規模により配置する班数は変動するが、おおむね1救護所1班を目途に編成する。

(2) 町の活動内容

ア 町立医療機関による医療救護班を設置し、必要に応じ現地救護班を派遣する。

イ 必要に応じ医師会に医療救護班の応援を要請する。

(2) 町の活動内容

- ア 町立医療機関による医療救護班を設置し、必要に応じ現地救護班を派遣する。
- イ 必要に応じ医師会に医療救護班の応援を要請する。
- ウ 町の能力のみでは十分でない判断した場合は、県災害対策本部に下記の必要事項を示してDMATの出動要請を行う。
災害発生場所、災害の規模、被害の状況、重症・中等症患者発生の場所、患者数
- エ 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行うものとする。

(3) 県

- ア 災害救助部長は町長から医療救護班の要請があった場合、または医療救護の必要を認めた場合は、直轄医療救護班を派遣する。
- イ 萩健康福祉センターは、町から要請を受けた場合、直ちに、災害救助部医療班に報告するとともに、管内の市町または医療機関による応援措置について調整・指示を行う。
- ウ 知事、町長から県医師会長等に応援要請する場合は、町からの応援要請に掲げる内容を示した文書により要請する。(緊時は電話、口頭により転速やかに文書を送付する。)

(4) 医療救護所の設置

- ア 医療救護班は、町があらかじめ定めた医療救護所または被害の状況に応じ、県が設置する医療救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として次のとおりである。

(ア) 避難場所

(イ) 避難所

(ウ) 災害現場

イ 医療救護班の業務内容

医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、おおむね次のとおりとする。

(ア) 傷病者に対する応急処置

(イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定(トリアージ)

(ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

(エ) 助産救助

(オ) 警察協力医と協力して死亡の確認、遺体の検案・処理

2 後方医療体制

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

(1) 災害拠点病院

県が2次医療圏ごとに定める災害拠点病院では、現場救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動が行われることとなる。

(2) 基幹災害拠点病院

県は、基幹災害拠点病院を定め、現地救護所、避難所救護センターまたは災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行うとしている。

(3) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。

(4) 現場救護班と後方医療機関(災害拠点病院)との間の連絡調整、情報提供は、県健康福祉部医務保険課及び地域医療推進室が山口県医療情報ネットワーク等により実施することとしている。

3 個別疾病対策

災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生ずるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

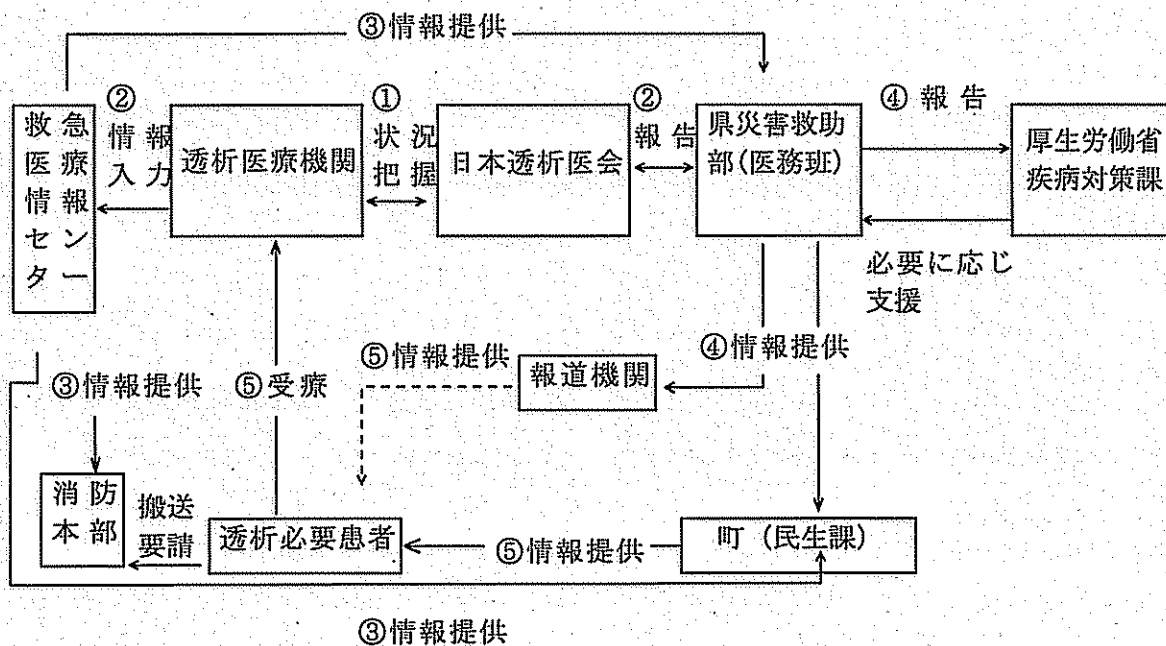
(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保が図られることとなる。

ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県(災害救助部)へ伝達する。

イ 町及び萩市消防本部は、県(地域医療推進室)または救急医療情報センターから情報の提供を受ける。



ウ これらの情報をもとに、町は広報紙、報道関係等を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、診療の確保を図る。

エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに必要な措置を要請する。

(2) 難病

ア 県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じることとしている。

(ア) 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。

(イ) 難病治療に必要な医薬品(例ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等)の把握に努め、薬品の確保を図る。

(3) 慢性呼吸不全及び心臓疾患

医療機関と在宅酸素療法機器取扱い事業者は、慢性呼吸不全患者等への酸素供給を継続するため、次の対策を講じることとしている。

ア 緊急対応が必要な患者リスト及び災害初動マニュアルにより迅速な対応を行う。

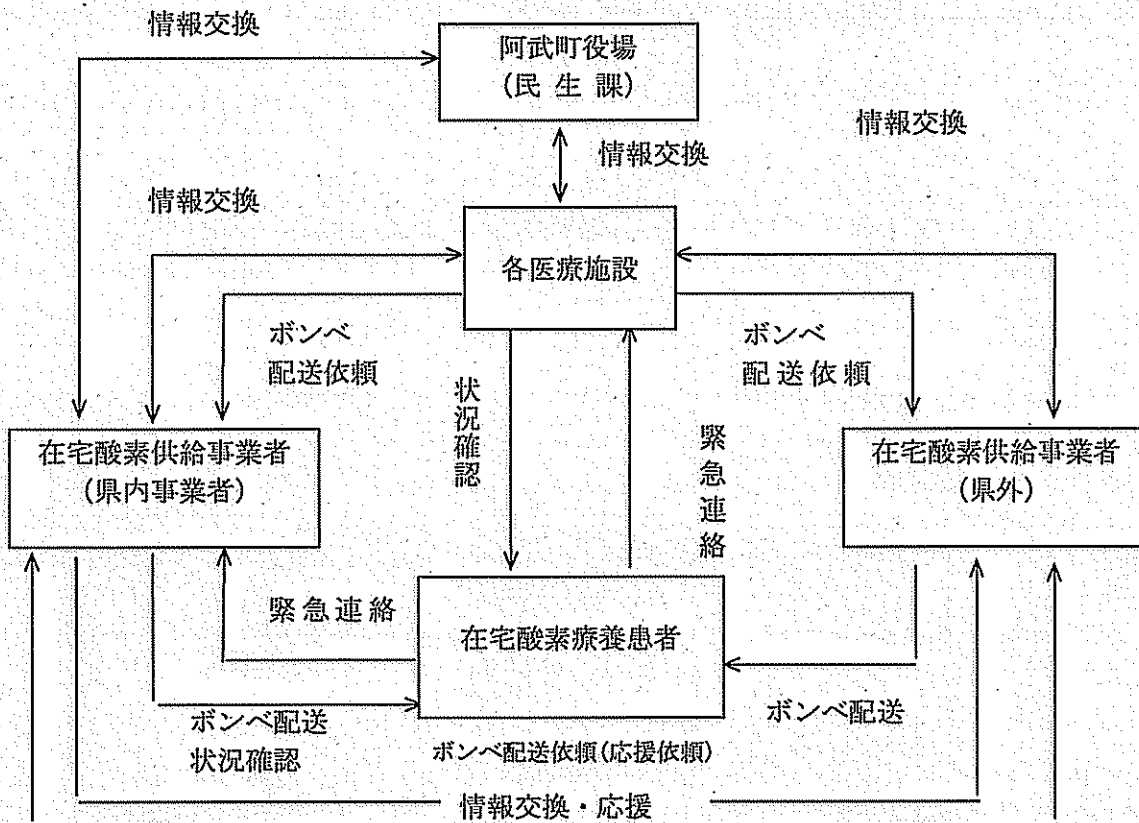
イ 職員の非常対応訓練及び患者への緊急対応を指導する。

ウ 医療機関、患者、ライフライン機関との緊急連絡及び情報収集体制を確立する。

エ 機器(酸素濃縮機、酸素ボンベ等)の分散備蓄、充填所や運搬体制を確立する。

オ 患者の安否確認、県外事業所や運送事業者の応援体制を確立する。

慢性呼吸不全患者等(在宅酸素療養者)への災害時の対応図



4 連絡調整

医療救護班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、町、県災害救助部長が、各々指定する者が行う。

第3項 健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的には町が実施し、県は、これを応援・補完することとしている。

1 健康管理活動

医療救護班と連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理(保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。)を行う。

(1) 健康管理班の編成

1班当たりの構成基準は、保健師2人、栄養士1人とするが、状況に応じて医師等を編入する。

(2) 健康管理班の業務内容

- ア 避難所等における保健指導(健康・栄養相談、健康教育等)及び家庭訪問指導
- イ 災害時要援護者(高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等)に対する保健指導
- ウ メンタルヘルスケアの実施
- エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- オ 関係機関との連絡調整

(3) 町の活動内容

- ア 医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。
- イ 町だけで十分対応出来ないと判断した場合は、菟健康福祉センターに応援要請を行う。
- ウ 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後、菟健康福祉センターにその状況を報告する。

エ 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

第4項 救助法に基づく医療・助産計画【町(民生課)・県】

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が、医療または助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、町は県と協力して、これに必要な措置を講じる。

※ 萩圏域健康危機管理対策マニュアルにより対応する。

1 実施機関

(1) 町

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能または困難になったときは、町長がその対策を実施する。

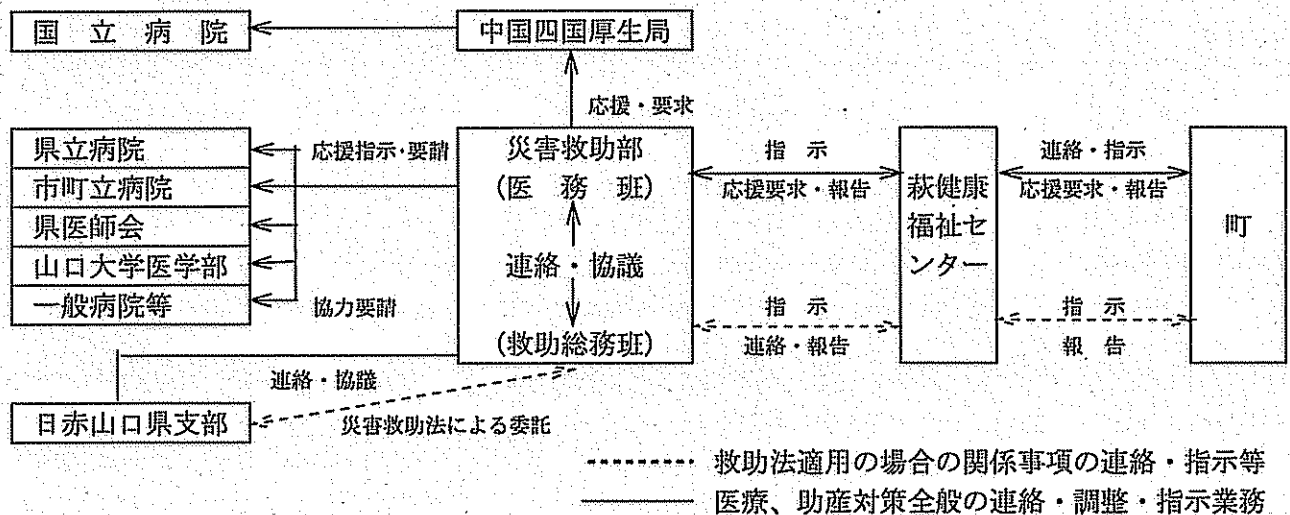
(2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。但し知事がその職権を町長に委任したときまたは緊急に医療救護を実施する必要があるときは、救助法施行細則第3条第1項の規定により、町長が着手することが出来る。

(3) 日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

2 体制の運用



3 医療救護・助産の対象

(1) 医療を受ける者

- ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また障害を受けまたは疾病にかかった日時を問わない。
- ウ 被災者のみに限定されない。

(2) 助産を受ける者

- ア 災害発生の日以前または以後7日以内に分べん(死産及び流産含む。)した者で、助産の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また被害者であるかどうか問わない。

4 医療救護・助産対象の範囲

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院または診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前及び分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

5 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

- ア 原則として、救護班により実施する。
- イ 重症患者等で、救護班では、人的、物的設備または薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施出来ない場合は、病院または診療所へ移送し、治療出来るものとする。
- ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院、または通院の措置をとることが出来るものとする。
 - (ア) 災害の範囲が広範で、救護班の派遣能力または活動能力の限界を超える場合。
 - (イ) 救護班の到着を待ついとまがないとき。

(2) 助産の実施方法

- ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施出来る。
- イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院または一般の医療機関で実施することが出来るものとする。

6 措置手続等

(1) 救護班による場合

救護班が直接対象者を受け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

- ア 町長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。
- イ 町長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。

7 費用の範囲

(1) 医療のために支出出来る費用の基準

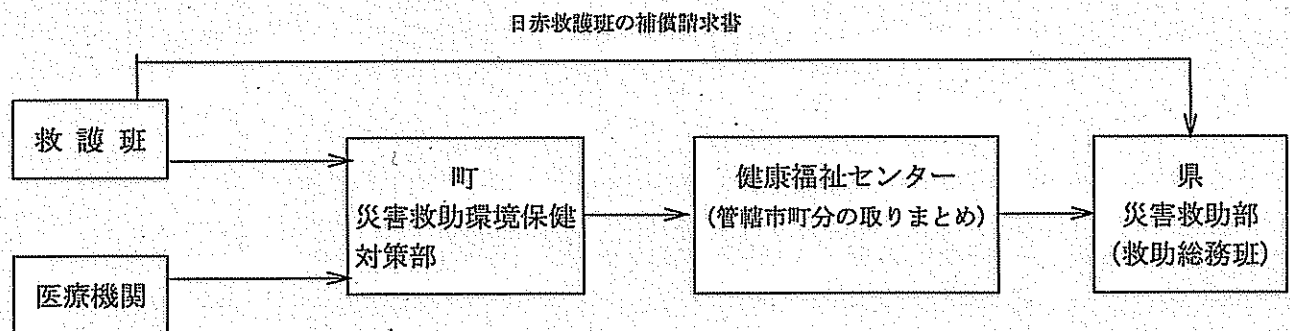
- ア 救護班の費用
 - (ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
 - (イ) 事務費、派遣旅費等(旅費、日当、超過勤務手当)
 - この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による救護班については、実費弁償として処理する。
 - (ウ) 救護班が使用し、または患者移送のための車両等の借上料及び燃料費(別途輸送費として取り扱うものとする。)
- イ 一般の病院または診療所で措置した場合の費用
医療保険制度の診療報酬の額以内

(注) 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。

- ウ 施術者で措置した場合の費用
厚生労働大臣が定める施術料金の額以内
- (2) 助産のため支出出来る費用の基準
 - ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合
使用した衛生材料及び処置費(救護班の場合は除く。)等の実費
 - イ 助産師により措置した場合
当該地域における慣行料金の8割以内の額

8 費用の請求

- (1) 救護班の費用の請求
救護班または、医療、助産に要した経費請求書を知事(救助総務班)に提出する。
- (2) 医療機関(助産を含む。)による場合の費用の請求
措置対象者が提出した医療券(生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの。)に所要事項を記載して、知事(救助総務班)に提出する。
- (3) 提出経路



- (4) 日赤救護班または従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出は出来ない。

9 実施機関

- (1) 医療の期間
 - ア 災害発生の日から14日以内とする。
 - イ 特別事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準(期間の延長)の協議を行う。
この場合の協議は、期間内に行う。
- (2) 助産の期間
 - ア 災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者に対し、分娩の日から7日以内とする。
 - イ 特別事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準(期間の延長)の協議を行う。

10 連絡協議等

- (1) 災害救助環境保健対策部は、萩健康福祉センター、日赤山口県支部、萩市医師会等と相互に連絡、協議し、円滑な救護活動を実施するものとする。
- (2) 被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は、萩健康福祉センターが当たることとなっている。
- (3) 町の区域については、県本部災害救助部が、直接実施するかまたは町の災害救助環境保健対策部に補助執行させるものとしている。

第5項 医薬品・医療資器材の補給【町(民生課)・県】

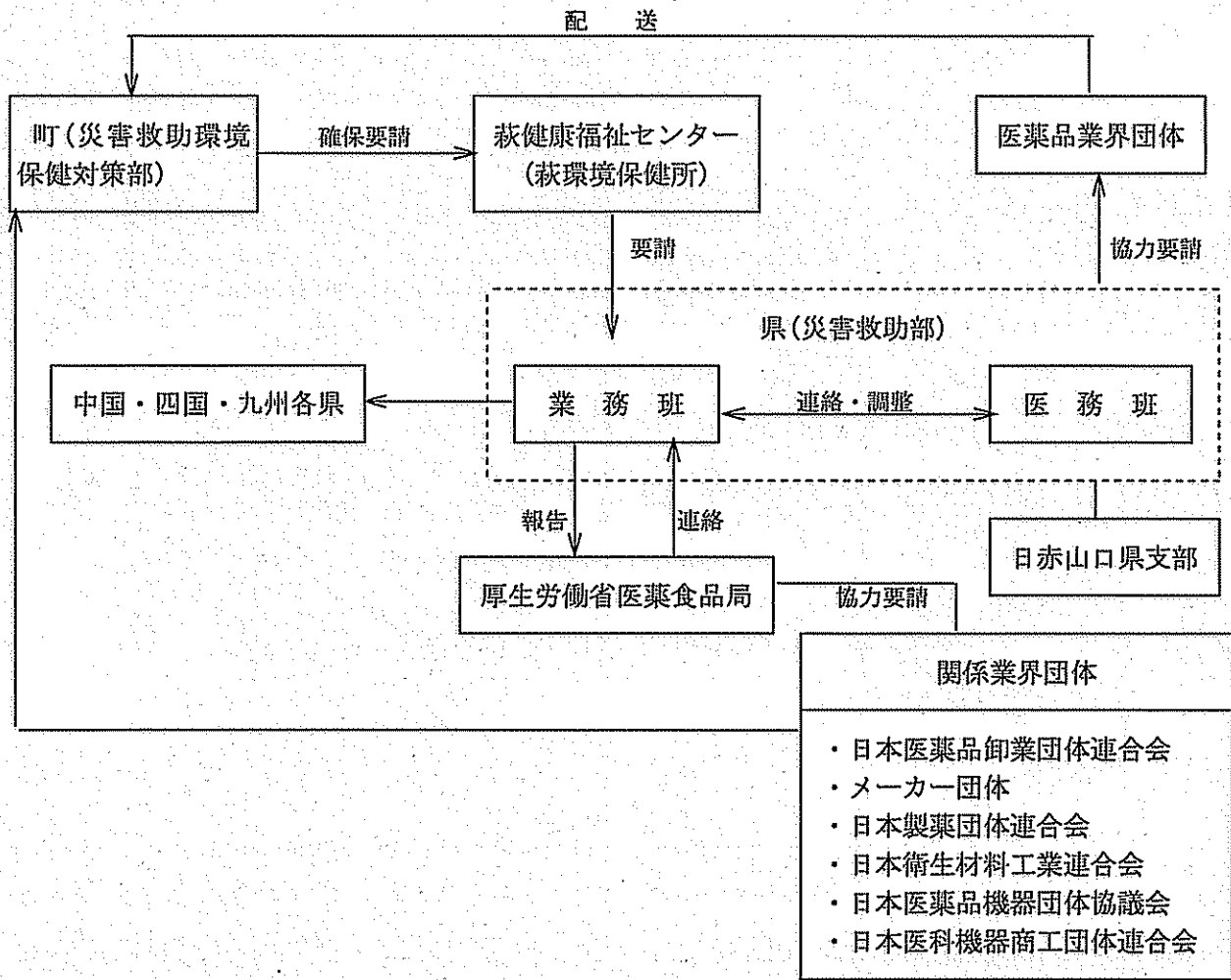
1 医薬品等の供給体制

県は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう、医薬品等の供給体制の確保に努めるとしている。

(1) 医薬品等の使用及び補給経路

ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持品を繰替使用する。

イ 補給体制



2 血液製剤等の確保

(1) 各機関の対応

ア 町

血液製剤の供給について必要と認めた場合は、萩健康福祉センターに供給を要請する。

イ 日赤山口県支部

血液センターの被災状況を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給は、県と密接な連絡の下に行う。

(ア) 被害の少ない地域に採血班を出動させ、一般県民からの献血を受ける。

(イ) なお不足する場合は、ブロック基幹センター(岡山県血液センター)に需給調整を依頼し、県外からの血液製剤の確保を図る。

(ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給は、県(災害救助部)と密接な連絡の下に行う。

(エ) 輸血用血液の備蓄場所

3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ、防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第5章 避難計画

第1節 避難勧告・指示

第1項 避難の実施機関及び実施体制【町長・警察官・海上保安官・自衛官・知事・水防管理者】

1 避難の勧告・指示権者及び時期

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容	対象	内容	とるべき措置
町長 (委任を受けた吏員)	町長 (委任を受けた吏員)	災対法第60条第1項	全災害 ・災害が発生しまたは発生のおそれがある場合 ・人の生命または身体を災害から保護しその他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者 滞在者、その他者	立退きの勧告、指示 立退先の指示	県知事に報告(窓口防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)		災対法第60条第5項	・災害が発生した場合において、災害による町がその全部または大部分の事務を行うことが出来なくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条 警察官職務執行法第4条	全災害 ・町長が避難のため立退きを指示することが出来ないと認めるとき、または町長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき、または急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	立退きの指示 警告を発すること 必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は町長に通知(町長は知事に報告)
海上保安官		災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・町長が避難のため立退きを指示することが出来ないと認めるとき、または町長から要求があったとき ・天変事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	船舶、船舶の乗組員、旅客 その他船内にある者	船舶の進行、停止、指定場所への移動。 乗組員、旅客等の下船、下船の禁止。その他必要な措置	同上

自衛官		自衛隊法第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同上	避難について必要な措置(警察官がその場にいらない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた 県職員)		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める 区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署(警察署)長に報告
知事 (その命を受けた 県職員) 水防管理者		水防法第22条	洪水または高潮による災害 ・洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上

(注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧めまたは促す行為をいう。

2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

2 避難勧告・指示等の基準

避難勧告・指示等の基準は、あらかじめ町長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関(警察署等)の協力を得て、町防災計画に定める。

- (1) 余震、地震後の降雨等により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され避難を要すると判断されるとき
- (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (3) 建物、擁壁等の倒壊、または余震により、人的被害が発生するおそれがあるとき
- (4) 降雨等により、河川が警戒水域を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき
- (5) 津波警報が発せられ、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (6) 近海地震で、緊急に避難を必要とするとき
- (7) 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (8) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき
- (9) 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、または予想され、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (10) 燃焼、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想されるとき
- (11) その他危険が切迫していると認められるとき

避難の勧告または指示の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

3 避難の勧告・指示の伝達内容

伝達内容は、次のとおりであるが、伝達文例については、第2章第5節広報計画に記述。

- (1) 勧告または指示者
- (2) 避難勧告・指示の理由及び対象地域
- (3) 避難施設及び場所の名称及び所在地
- (4) 避難経路(危険ルートがある場合など特に指示する必要がある場合に明らかにすればよい。)
- (5) 注意事項(火災・盗難の予防、携行品、服装等)

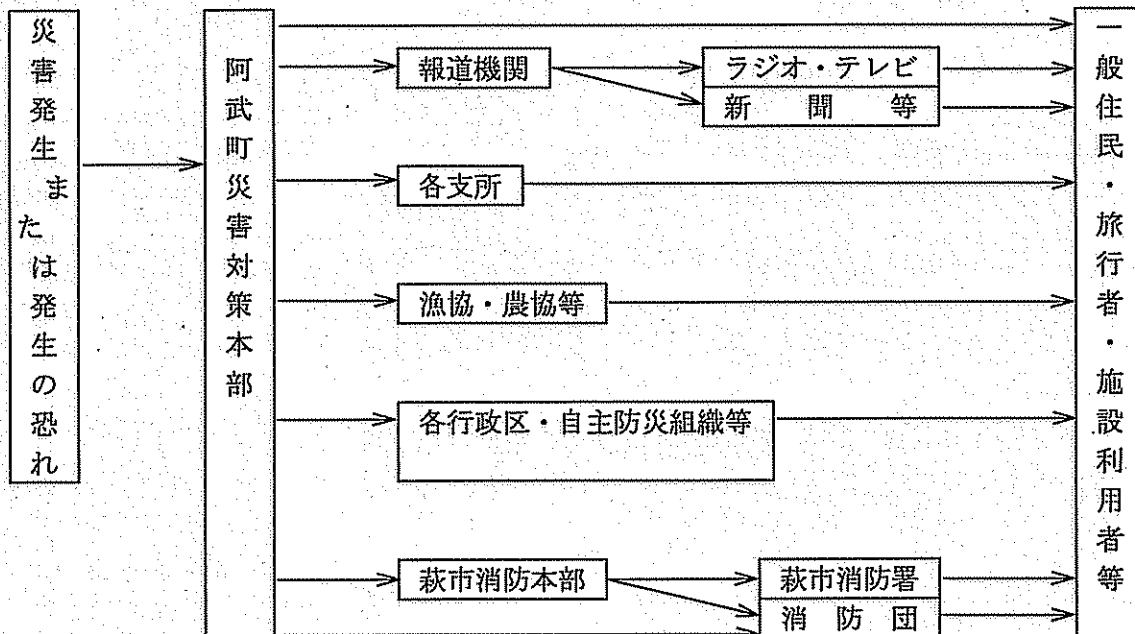
4 避難の勧告・指示の伝達方法

避難の勧告または指示を行った町長等は、住民に対し、勧告・指示の伝達を行う場合は、以下に示すとおり的手段、方法により周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達には、特に配慮する。

また町単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。

- (1) 電話
- (2) 防災行政無線(同報系)
- (3) 他機関の放送設備(漁協放送等)
- (4) テレビ(ケーブルテレビ等)、ラジオ(コミュニティFM等)
- (5) 広報車(町、消防機関、警察等)
- (6) サイレン等
- (7) 職員・駐在員・消防団員等
- (8) 施設管理者を通じての伝達(この場合施設管理者への伝達方法を確実に行う。)

5 避難勧告・指示の伝達系統図



第2節 避難所の設置運営

本編第3編第5章第2節「避難所の設置運営」を準用する。

第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

本編第3編第6章「消防防災ヘリコプターによる災害応急対策」を準用する。

第7章 応援要請計画

本編第3編第7章「応援要請計画」を準用する。

第8章 緊急輸送計画

本編第3編第8章「緊急輸送計画」を準用する。

第9章 救助法の適用計画

本編第3編第9章「救助法の適用計画」を準用する。

第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

本編第3編第10章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」を準用する。

第11章 保健衛生計画

本編第3編第11章「保健衛生計画」を準用する。

第12章 応急住宅計画

本編第3編第12章「応急住宅計画」を準用する。

第13章 水防・消防、危険物等対策計画

第1節 水防活動計画

【町(各対策部)】

地震が発生した場合、ため池、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊、または降雨等による洪水及び津波等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、水防管理者(町長)は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講じることになる。

第1項 水防活動体制の確立

1 水防活動体制

地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合、または气象台から大雨に関する予警報が発表された場合必要となる水防活動体制を確立するものとする。

第2項 水防活動

1 実施機関

(1) 水防管理団体及び町の措置

ア 水防管理者(町長)は、地震(震度4以上)が発生した場合は、あらかじめ定めている地域防災計画に基づき、必要な体制の確立を図り、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

イ 水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安署、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、住民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置(避難勧告、避難誘導等)及び応急水防対策を講じる。

(2) 施設の管理者

ため池、水門、樋門等の管理者は、地震(震度4以上)が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

(3) 県の措置

県は、地震、津波及び降雨等による浸水が発生し、または発生する恐れがある場合は、水防管理者等が迅速、的確な水防活動が実施出来るよう「水防計画」に基づく応急体制を確立し、必要な措置を講じる。

2 応急対策活動

(1) 監視、警戒活動

地震(震度4以上)の発生または津波警報が発令された場合は、直ちに、河川、海岸、ため池、樋門等を巡視し、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。

(2) 樋門等の操作

ア 樋門等の施設の管理者は、地震を感知または津波警報が発令された場合は、直ちに門扉を操作出来る体制を整え、水位、潮位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。

イ 大規模地震が発生した場合は、樋門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が不可能となる場合が考えられる。このため、各施設の管理者は、建設業者等への緊急連絡体制を整え、速やかな対応が出来るようにしておく。

(3) 浸水・溢水等への応急措置

警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、関係機関と協力し、直ちに、付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(4) 河川、海岸施設の応急措置

大規模な地震が発生した場合、堤防、護岸等の損壊が広範囲にわたって生じる恐れがある。

この場合、被害の拡大及び二次災害防止のために、迅速な仮設、締切等の応急措置が必要となる。

このため、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておく。

(5) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、ため池、樋門等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

3 水防用資器材の整備

所管する区域における浸水への対応が十分出来るよう必要な資器材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定めておく。

第2節 消防活動計画

【町(総務課・消防団)・萩市消防署・県】

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、その地域の状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

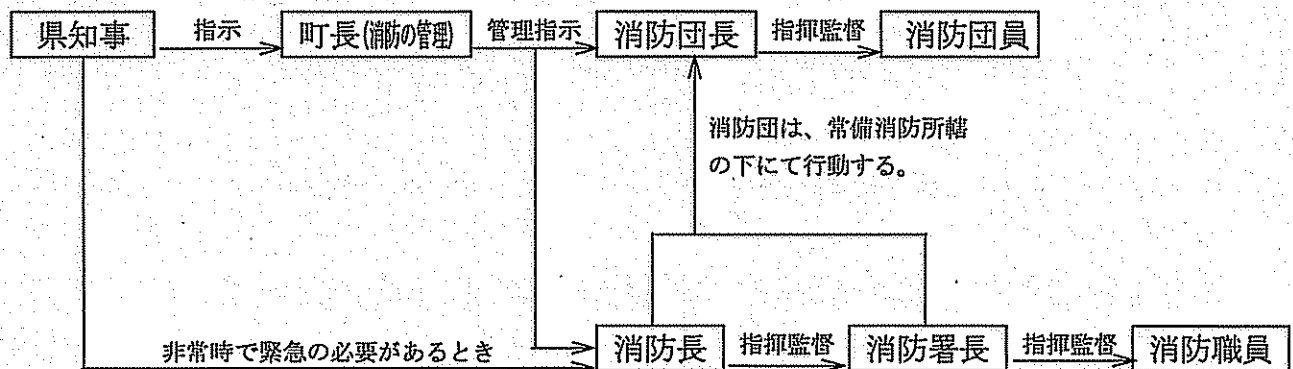
第1項 消防活動

1 実施機関

(1) 消防の実施責任は、町にある。このため、町及び消防機関は、全機能を挙げて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努める。

この場合において、地域住民、自主防災組織等の協力が必要であることから、これらの者と一体になって活動体制を確立しておく。

(2) 消防機関の系統図



2 地震火災防御計画の策定

- (1) 大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域特性を加味した防御活動計画の策定を図る。
- (2) 地震発生時の火災防御計画の目標
地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生規模にも着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防御対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減を図れる計画となるように努める。
この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また地域住民、事業所、他市町村他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とする。
- (3) 地震発生時火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、地域住民の活動内容、協力支援体制等についても定める。

3 地震火災対策の方針

- (1) 町及び消防機関は、同時多発の火災から住民の生命の保護を第一として、活動を実施する。
この場合において、出火防止と初期消火の徹底について住民や事業所に呼びかけるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保、及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施する。
- (2) 防御活動
防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動する。

4 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止を初めとする住民の指導及び保有装備を活用して、消火活動その他の災害防御に当たるものとする。

- (1) 出火警戒活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助救出活動
- (4) 応急手当活動
- (5) 災害情報の収集伝達活動
- (6) 避難誘導及び指示

5 災害救援ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図って行く必要がある。

災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動についてはおおむね、これによるものとする。

- (1) 初期消火活動、消火活動及びその支援
- (2) 救助救出活動及びその支援
- (3) 応急手当活動及びその支援
- (4) 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- (5) その他避難誘導等の活動に対する支援

6 地域住民・自主防災組織が活動するために必要な資機材の整備

激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため地域住民・自主防災組織が容易に使用出来る消火、救助資機材の整備について、検討を進め整備の促進に努める。

第2項 海上災害対策【海上保安署・消防機関・警察・県】

地震、津波等により沿岸及び海上等の危険物施設や、船舶等から油の流出またはこれに伴う火災が発生した場合及び危険物が流失した場合、人命救助、消火活動、流失油等の防除、付近の船舶の安全確保及び沿岸住民への被害防止を図るため、海上保安署は、関係機関と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずることとなっている。

警察本部、消防機関、港湾管理者及びその他の関係機関は、港長(萩海上保安署長)が実施する応急対策に対して協力を行うものとする。

1 被災情報の収集

(1) 被災状況の把握

ア 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況

イ 水路、航路標識の異常の有無

(2) 港内の状況

ア 在泊船舶の状況

イ 船舶交通の輻輳状況

(3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況

(4) 港湾等における避難者の状況

(5) 関係機関等の対応状況

(6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障を来さない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。

(7) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

2 応急対策活動

(1) 人命救助

巡視船(艇)、航空機または特殊救難隊等により捜索救助活動を実施する。

この場合、関係機関は協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護に当たる。

(2) 被災船舶に対する拡大防止措置の指導

ア 流出箇所等の閉鎖

イ 船舶所有の資機材による防除活動

ウ 積載油等の他タンクへの移送

(3) オイルフェンスの展張

(4) 流出油の回収等

(5) 初期消火及び延焼拡大防止

(6) 被災地付近の警戒及び立入制限

(7) 応急資機材、消火資材の調達、確保及び輸送

(8) 被災船舶の移動等

(9) 被害拡大防止のため、船舶、航空機、特殊救難隊または機動防除隊の動員及び必要があるときは、海上災害防止センターに防除措置の指示並びに自衛隊等関係機関に対する出動要請

(10) 船舶の交通規制

ア 航行の制限または禁止

イ 港内在泊船舶に対する避難勧告及び移動命令

ウ その他必要な航行管制

(11) 港内及び付近海域における火気の使用禁止または制限

(12) 必要に応じ、被災地付近住民等への避難勧告

(13) 海上における被害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における消火活動等に協力する。

第14章 災害警備計画

第1節 陸上警備対策

【警察】

第1項 警備体制(災害警備実施計画)

1 職員の招集・参集

職員は、町内に災害が発生し、または発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集または非常参集するものとする。

2 警備体制の種別

(1) 第1次体制

ア 町内において震度4及び震度5弱の地震が発生したとき。

イ 津波警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して、被害の発生が予想されるとき。

(2) 第2次体制

ア 町内において震度5強の地震が発生したとき。

イ 津波警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して、相当の被害の発生が予想されるとき。

(3) 第3次体制

ア 町内において震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ 津波により大規模な災害が発生しまたは、まさに発生しようとしているとき。

3 警備本部の設置

町内に警備体制(第1次、第2次及び第3次体制)を要する災害が発生した場合は、警察署に所要の災害警備本部を設置する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備実施計画の定めるところによる。

第2項 警備対策(災害警備実施計画)

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに、被害実態を把握するため、交番、駐在所、パトカー等の勤務員をもって情報収集に当たる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊の出動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。

また被害の状況により他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(2) 警察署における救出救助活動

警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(3) 行方不明者の捜索等

行方不明者の捜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、町等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し安全な避難経路を選定して行う。また障害者等の災害時要援護者については、出来るだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

危険物施設、火災原因となる恐れのある施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。また当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確認

災害による被害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内または区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止しまたは制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広域及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域または区間において、車両または物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、町が行う遺体の捜索に協力する。また医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害の恐れのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について町災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。

また被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く利用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口の設置等を行う。

また避難所等の被災者の不安を和らげるため移動交番の開設、警察官の立寄り等の活動も推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生しまたは発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

(注) 本節に掲げる事項についての活動詳細は、警察本部及び警察署が災害警備計画で示す。消防組織法第23条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のため、警察通信施設を使用することが出来る。

第2節 海上警備対策

【海上保安部・署】

第1項 治安の維持

- 1 巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。
- 2 巡視船艇により、警戒区域または重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第2項 海上交通安全の確保

- 1 暴風、高潮等による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、または港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等、規制を行う。
- 2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行出来るよう努める。
- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じまたは生ずる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限しまたは禁止する。
- 4 海難船舶または漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じまたは生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じまたは勧告する。
- 5 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、水路の管理者に通報するとともに、航行警報・水路警報または巡視船艇・航空機による巡回により、速やかに周知に努めるものとする。
- 6 航路標識が損傷または流出したときは、必要に応じて、応急標識の設置に努める。

- 7 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき、航路障害物の発生、大量の油の排出・放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態の発生を知ったときは、航行警報・水路通報または巡視船艇・航空機による巡回等により、速やかに周知させるよう努めるものとする。
- 8 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、必要な通信を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 情報通信施設の保守に努め、またその施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧に努める。
- 2 多重通信装置、非常用電源、携帯用無線機等を搭載した巡視船艇を、必要に応じて、被災地前面海域等に配備し、通信の代行を行わせる。
- 3 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。また関係機関から災害に関する重要な通報の伝達について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。
- 4 関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話等により行うものとし、必要に応じて職員を派遣しまたは関係機関等の職員の派遣を要請する等、連絡体制の確保に努める。

第15章 災害時要援護者支援計画

本編第3編第15章「災害時要援護者支援計画」を準用する。

第16章 ボランティア活動支援計画

本編第3編第16章「ボランティア活動支援計画」を準用する。

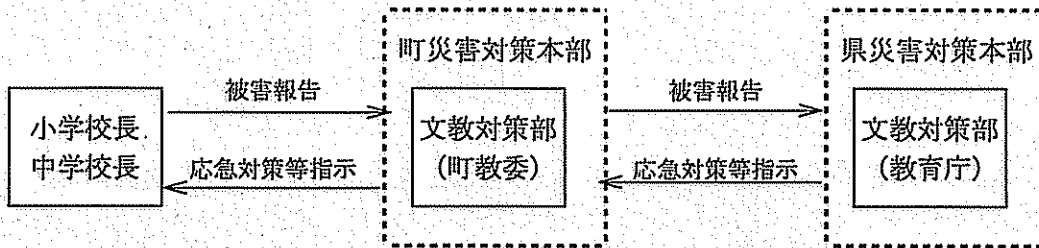
第17章 応急教育計画

第1節 文教対策

災害時における、児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第1項 文教対策の実施【町教育委員会・県教育委員会】

1 町立学校関係の文教対策実施系統図



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害速報 ・ 公立学校人的被害に関する報告 ・ 公立学校物的被害に関する報告(施設、教科書等) ・ 要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・ 私立学校人的被害に関する報告 ・ 私立学校物的被害に関する報告 ・ 学校給食関係被害状況調査報告 ・ 教職員住宅被害報告
(2) 報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2項 児童生徒等の安全対策

町教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、さらに次の視点に立った取組を推進していく。

取組の主な視点

- ◇ 様々な災害を想定した安全教育の年間指導計画の作成
- ◇ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ◇ 教職員に対する安全教育の充実
- ◇ 通学路の安全点検
- ◇ 家庭・地域社会との連携を一層密にした安全教育指導と体制づくり
- ◇ 集団生活を行ううえでの基本的生活習慣の確立と自主性の涵養
- ◇ 災害に対する年齢相応のボランティア活動の推進
- ◇ 学級活動(ホームルーム活動)等において、自他の生命を尊重する態度を育成し、安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

町教育委員会は、所管する学校について、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

町教育委員会は、校長に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画の策定及びその計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 学校の防災組織と教職員の任務
- (イ) 動員計画(勤務時間外における連絡、非常招集の方法)
- (ウ) 情報活動(情報組織、情報の収集、伝達、広報活動)
- (エ) 関係機関(町教育委員会、警察署、消防署・団)及び保護者への連絡体制
- (オ) 避難誘導(避難先、避難ルート、避難時刻、避難誘導責任者、避難方法、避難先での留意事項等)
- (カ) 実験・実習中の対策
- (キ) 火元の遮断と初期消火活動
- (ク) 救護活動(児童生徒等、避難者)
- (ケ) 応援活動(被災者への応援協力)
- (コ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (ク) 避難誘導(在校時、登下校時、校外(屋内・屋外))

イ 防災訓練の実施

校長は、災害時に迅速的確な対応がとれるよう、県、町及び防災関係機関等が実施する防災訓練等への参加または自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の3つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練(県または町によるもの)
- (イ) 地域防災訓練(町、防災関係機関等によるもの)
- (ウ) 学校で行う訓練

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区分	内容
消火設備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避難・救助	非常階段、救助袋、縄梯子、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ、担架
医薬品	救急医薬品

(イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

区分	該当施設	点検確認事項等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロッカー類	教室・廊下・ 昇降口等・職員室	転倒、移動の有無
ガラス器具	理科実験室・ 実習室等	転倒、落下、破損の有無、容器の多段積みによる被害発生の有無
理科実験室・ 医薬品類	理科実験室・ 実習室・保健室	収納戸棚の転倒の有無、混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況

区分	該当施設	点検確認事項等
ガス	理科実験室・ 調理室・給食室・ 職員室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無、ボンベ転倒の有無
石油・ガス トープ	教室・職員室・ 事務室・用務員室	周囲の引火物の有無、安全装置作動の有無
食器類	調理室・給食室	転倒、落下、破損の有無
油類	調理室・給食室・ 実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無
工作機械・用 具等	実習室	転倒、落下の有無
テレビ	教室・視聴覚教室	落下、転倒の有無
コンピュータ	コンピュータ室	落下、転倒の有無

(2) 災害時の対応

- ア 町教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。
- イ 学校教育施設の確保を図るため、下記(4)アに記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施しまたは指導、助言を行う。

【校長】

- ア 災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。
- (ア) 学校の管理する危険物安全措施
 学校が管理する危険物(電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等)については、二次災害発生の恐れが高いことから、これらの使用の停止または安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 保健衛生に関する指導、助言
 災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。
 ・飲料水(井戸等利用の場合)汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
 ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
 ・被災地域における感染症予防上の措置
- イ 災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、町教育委員会に報告する。
 児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、町または地域住民等の協力を求める。
- (ア) 被害状況報告(把握の都度報告する。)
 被害状況については、把握の都度報告すること。
- ウ 状況に応じ町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- エ 設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。なお確保については下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行うものとする。
- オ 施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、町教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を児童生徒等及び保護者に連絡する。

(3) 災害復旧時の対応

ア 町教育委員会は授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

(イ) 教員の確保(臨時的任用、近隣学校からの応援、県教育委員会への応援要請等の措置)

(ウ) 教科書等の供給

イ 町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めなどして確保を図るものとする。

ウ 町は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことが出来るものとする。

エ 町教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の市町教育委員会に依頼するものとする。

【校長】

ア 教職員、児童生徒等を掌握するとともに、町教育委員会と連携し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育再開に向けての各種整備を行う。

イ 被災児童生徒等のうち、自校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなど、必要な指導を行う。

ウ 避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、町教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保依頼を行う。

エ 災害復旧の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、出来るだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

オ 授業再開に当たっては、児童生徒等登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

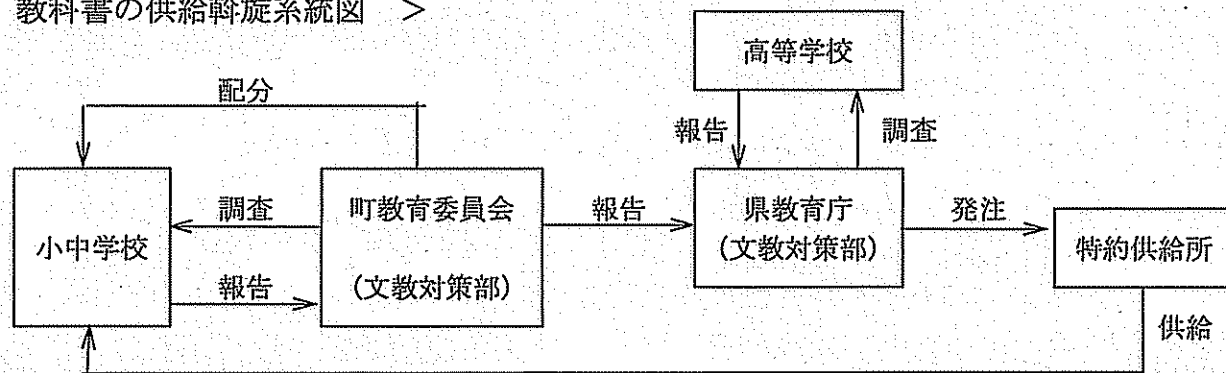
ア 学校施設 の応急復 旧	(ア) 施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録(写真等) (オ) 現地指導員の派遣 (カ) 学校施設の安全確保のための建物危険度判定の実施
イ 学校施設 の被害に 応じた施 設確保の 基準	(ア) 応急的な修理で使用出来る場合、当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない場合、特別教室、屋内体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合、公民館等公共施設の利用または被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合、避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給【町教育委員会・県教育委員会】

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失またはき損した場合における教科書の供給等について」(昭和52年4月8日付け文初管第211号)によるものとする。

< 教科書の供給幹線系統図 >



2 学用品の給与【町(教育委員会、民生課)・県】

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し、以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒。

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた町長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。(山口県災害救助法施行規則)

小学校児童1人につき 4,100円、中学校生徒1人につき 4,400円

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法第2条」に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出または承認を受けて使用しているもの

イ 文房具/ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品/雨傘、カバン、雨靴等

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材 / 災害発生の日から1ヶ月以内

イ 文房具及び学用品 / 災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保【町教育委員会・県教育委員会】

県教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、次の措置を行うとともに、必要に応じ学校給食関係団体等に対し、学校給食再開について協力要請をすることとしている。

町教育委員会は、県教育委員会から必要な指導及び援助を受ける。

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

- ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理
- イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理
- ウ 調理従事者の確保及び健康診断
- エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

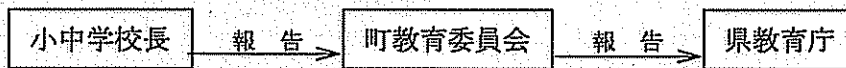
4 児童生徒等に対する就学援助【町教育委員会・県教育委員会】

(1) 被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童生徒については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

ア 援助を必要とする児童生徒数の把握



イ 援助措置の内容

児童生徒に対する援助の種類

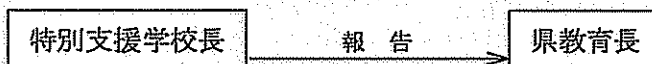
学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、通学用品費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費

(2) 被災特別支援学校児童生徒等就学奨励

特別支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は以下による。

ア 援助を必要とする児童生徒数の把握



* 寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による。

イ 援助措置の内容

(7) 児童生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、修学旅行費、通学または帰省に要する交通費、付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

(イ) 援助額

全部または一部

(ウ) 交付手続き

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学の経費認定資料を校長が提出する。

5 授業料等の減免及び学資貸与【県(教育庁教職員課・学事文書課)】

(1) 県立学校授業料等の減免等(山口県使用料手数料条例施行規則)

ア 生徒等の被災状況の調査報告

(7) 県立高等学校

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告するものとする。

校長 …… 県教育委員会(文教対策部)

(イ) 県立大学 …… 県(学事文書課)

イ 減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校に通知する。県立大学においては、公立大学法人の理事長が減免を決定する。

(2) 私立高等学校等生徒に対する授業料減免補助

私立高校生等特別就学補助金により、私立高等学校等を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとつくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 学校施設等の防災対策

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、町教育委員会は、児童生徒等の生命身体の安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

第1項 既存建物の安全対策

1 町立学校

町は、県からの指導助言に基づき、昭和56年の建築基準法改正以前の既存建物に係る計画的な耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強等を実施する。

2 社会教育施設等

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため計画的に耐震診断を行い補強・改築等を実施する。

第2項 危険建物等の改築

1 町立学校

町は、県からの指導助言に基づき、老朽建物に係る耐力度調査を実施し、必要に応じて計画的に改築を実施する。

第3節 災害応急活動

本編第3編第17章第2節「災害応急活動」を準用する。

第18章 ライフライン施設の応急復旧計画

本編第3編第18章「ライフライン施設の応急復旧計画」を準用する。

第19章 公共施設等の応急復旧計画

第1節 公共土木施設

本編第3編第19章第1節「公共土木施設」を準用する。

第2節 公共施設

町が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図るうえで重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策【町(総務課)・県】

所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 震災時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

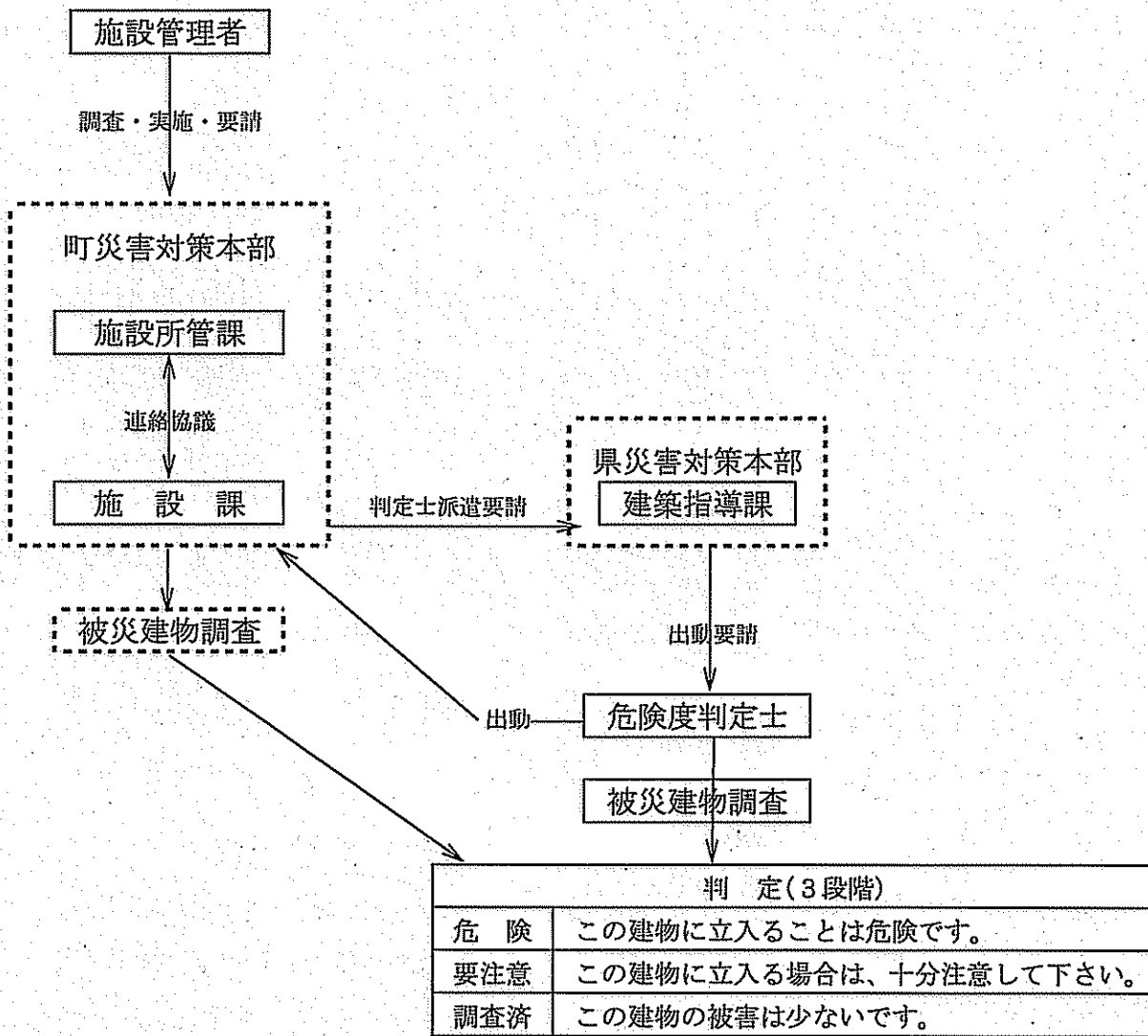
ア 被災当日及びその後における施設の運営

イ 施設管理に必要な職員の確保、施設設備の保全措置

ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

- (4) 報告・応援要請
管理者は、被災状況について、各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。
- (5) 二次災害防止措置
二次災害の防止や建築物の応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度の判定を実施する。

応急危険度判定活動体系図



第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、町民生活に重大な支障を与え、また利用者の人命に直接かかわる恐れがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施することとしている。

第1項 災害時の活動体制【西日本旅客鉄道株式会社】

1 災害、運転事故対策本部の設置

- (1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部(以下「対策本部」という。)を、また被災現場に事故復旧本部(以下「復旧本部」という。)を設置する。
- (2) 対策本部及び復旧本部の業務は、おおむね次のとおりである。

ア 対策本部

- (ア) 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。
- (イ) 併発事故、災害の未然防止に関すること。
- (ウ) 被害の拡大防止に関すること。
- (エ) 運転事故、災害の復旧に関すること。
- (オ) 応急輸送に関すること。

イ 復旧本部

- (ア) 運転事故及び災害の復旧並びに負傷者等の救護に関すること。
- (イ) 運転事故及び災害の情報に関すること。
- (ウ) 被害の拡大防止に関すること。
- (エ) 応急輸送に関すること。

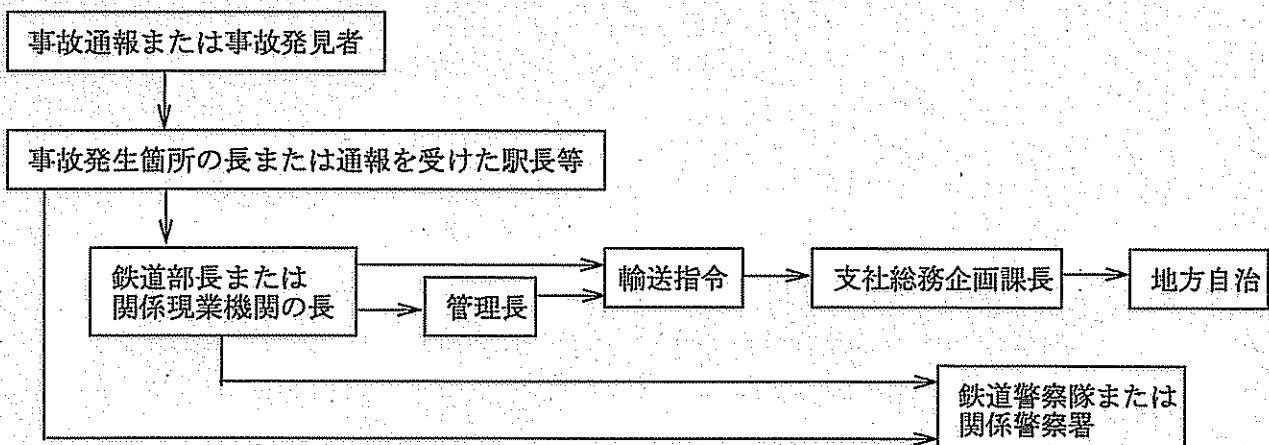
2 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、おおむね次の警戒体制をとる。

- (1) 支社または支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに、必要な指示を行う。特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。
- (2) 鉄道部長は、災害等のため業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し関係機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。
- (3) 天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区の気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他による気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。
- (4) 強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により列車の運転休止、または運転速度の制限を行う。

3 通信連絡体制

- (1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線線、指令電話または鉄道電話等で行う。
- (2) 在来線における事故発生時の速報体制は、次のとおり。



第2項 発災時の応急措置【西日本旅客鉄道株式会社】

地震発生と同時に、運転規制、避難誘導等の適切な応急措置を行い、乗客の安全を確保する。
発災初動時にとる措置は、おおむね次のとおりである。

1 運転規制(在来線)

(1) 運転規制

地震が発生した場合の列車の運転取扱は、次による。

ア 地震加速度80ガル異常の場合、運転する列車を停止させた後、施設、電気設備等に異常がないときは、初列車30Km/h以下で運転を再開し、初列車が異常なく到着したときは、次列車以降所定速度で運転を行う。

イ 地震加速度40ガル以上79ガル以下の場合、運転する列車を一時停止させ初列車15Km/h以下で運転再開し、初列車が異常なく到着したときは、次列車以降45Km/h以下で運転を行う。その後の速度については、関係する保守区長の判断による。

ウ 列車の運転方法は、その都度決定するが、おおむね次により実施する。

う 回または折返し運転、臨時列車の特発、バス代行または徒歩

(2) 乗務員の対応

ア 運転中に地震を感知して列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋梁上、陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

ウ 列車を停止させた後、異常を認めた場合は、最寄りの停車場の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。但し異常を認めない場合は、次駅まで注意して運転を行い、次駅の駅長または駅員の指示を受ける。

2 乗客の避難誘導

(1) 駅における避難誘導

ア 駅長は、駅職員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。

イ 誘導は、負傷者、高齢者、幼児、女性等を優先的に誘導する。

(2) 列車乗客の避難誘導

ア 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示に従う。

イ 列車が駅間の途中に停止した場合には、輸送指令及び近接の駅長と連絡の上、旅客を安全な場所へ誘導する。この場合、他の乗客等の協力を得て、負傷者、高齢者、幼児、女性等に注意し安全に降車させる。

3 応急救護活動

地震により、旅客等が被災した場合に必要な応急救護措置について定める。

(1) 被害の状況によっては、臨時救護所を開設するなどの応急体制をとるほか、医療機関、消防、警察等の救援を要請する。

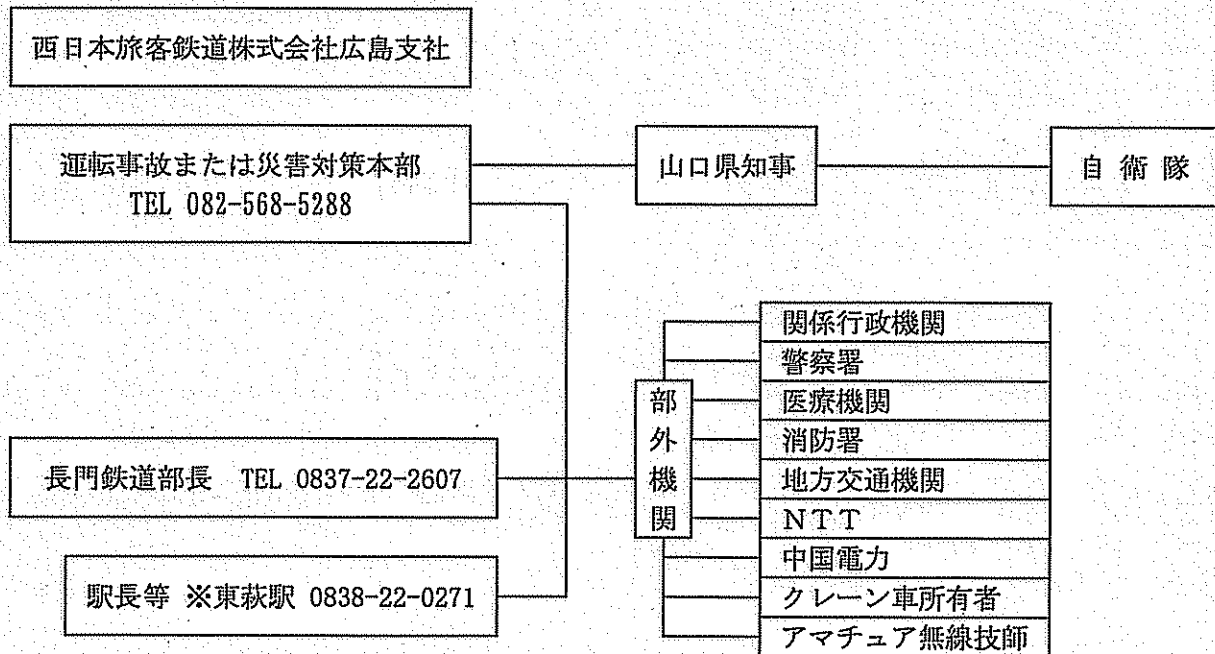
(2) 駅職員、乗務員は、負傷者の救出、救護を最優先とし、併発事故の防止に努める。

第3項 応急復旧【西日本旅客鉄道株式会社】

鉄道施設は、公共輸送機関として町民の日常生活、社会経済活動を営む上で重要な役割を担っており災害等による災害が生じた場合速やかな応急復旧を実施する。

- 1 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「対策本部」及び「復旧本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。
- 2 対策本部長並びに復旧本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。なお駅長は、あらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合わせておくものとする。
 - ア 関係行政機関(町及び県・国の機関)
 - イ 警察署
 - ウ 消防署
 - エ 地方交通機関
 - オ NTT
 - カ 自衛隊
 - キ 中国電力
 - ク クレーン車所有者
 - ケ アマチュア無線技士
- 3 対策本部及び復旧本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。但し自衛隊の派遣要請については、対策本部長が県知事に要請する。

4 部外機関との連絡系統図



第4編 復旧・復興計画

第1章 被災者の生活再建計画

本編第4編第1章「被災者の生活再建計画」を準用する。

第2章 公共施設の災害復旧・復興計画

本編第4編第2章「公共施設の災害復旧・復興計画」を準用する。

第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

本編第4編第3章「被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画」を準用する。

第4章 金融計画

本編第4編第4章「金融計画」を準用する。